

第六章 第七十四節 食料品商

東尻池村外五 磯上通八丁目一〇七	鳥肉商	井上浪藏	元町通二丁目外一	三四六	大井支店
元町通二丁目三二九		吉田藤松	同 二丁目三三八	電話一〇四六	明治屋
同 二丁目三二二		森谷傳三郎	同 二丁目三一	電話五九六	濱田小平
同 二丁目二六〇		濱本増太郎	同 二丁目二五九		伊東周助
同 二丁目三三二		村口彌平	同 二丁目二八		西村松之助
同 二丁目三三七		田積卯吉	同 三丁目二四六		深見周吉
同 二丁目一〇七		辻川利平	同 三丁目一三八		西尾喜太郎
切戸町一一二		赤木リヨ	同 四丁目九八		宮勢武藏
榮町通五丁目一三		常川常七	同 五丁目一四〇		森田勝之允
三宮町三丁目三一		河崎芳太郎	同 五丁目三一四		森川信吉
相生町三丁目二一		山田九十彌	同 七丁目二〇一	電話一〇四六	大井本店
多聞通四丁目六九		今津駒吉	同 七丁目二一〇		岸田伊之助
同 六丁目一五		山田九十彌	同 七丁目二二四		東田勝次郎
須佐ノ通二丁目三六		高岡虎吉	榮町通二丁目八一	電話一〇一〇	ワイマーク商會
		鳥安	海岸通二丁目七	電話三三五	片岡恒次郎
			同 四丁目一	電話三七七	長光喜八
			三宮町二丁目六四		福田五郎平
			同 二丁目六六		山口恒吉

第七十四節 食料品商

御崎村字南橋一ノ一 電話一、四四六 株式会社 日本食鹽コーパス

三宮町二丁目二三	安部米吉	元町通二丁目三三〇	電話八〇四	横山隆一
同 突門前	山谷重吉	同 六丁目二七九	電話一、五〇六	松山常吉
北長狭通二丁目二九	平野鏡泉支店	同 六丁目		若島富一
同 四丁目二一〇七	松村利三郎	北長狭通四丁目二二		村上角太郎
同 七丁目三	内田幸三郎	元町通三丁目八〇		岸春造
下山手通三丁目七九	佐野吉之助	三宮町三丁目		長阪商店
同 六丁目一五八	鈴木清	北長狭通六丁目五〇		岡島安次郎
川崎町七ノ宮角	杉本商店	三宮町二丁目三二八		眞木徳助
加納町二丁目一〇一	杉田一貫	下山手通四丁目外二五		溝淵和太郎
相生町二丁目一七	長島茂雄	相生町二丁目三三		谷商商店
同 二丁目五九	高原長吉	北長狭通七丁目一七		石井市松
同 二丁目五三	加藤謙次郎	三宮町三丁目四二		永田良介
同 四丁目三五九	生田爲次郎	同 三丁目一四		河南熊藏
多聞通五丁目	三島商店			
切戸町一〇八	富永佐多藏	時計商		
戸場町四三	日下部兵藏	電話一、一一一		加納芳三郎
仲町通四丁目九二	三ッ輪亭	電話一、二六一		中川定次郎
		電話一、二七〇		瀬尾伊助
		同 三丁目四四四		南部雄二
				美田丑松

第七十五節 西洋家具と時計商

西洋家具並裝飾品商

第六卷 第七十五節 西洋家具と時計商

第六章

第七十六節

洋服商之靴商

三四八

元町通三丁目二八九
同 四丁目
同 五丁目一〇
同 六丁目
三宮町三丁目三四
同 三丁目一六
榮町通四丁目
下山手通一丁目一九
北長狹通
權通四丁目九〇
同 四丁目
多聞通二丁目一六〇
同 三丁目三三
同 四丁目五
同 四丁目
同 五丁目
同 六丁目
相生町一丁目
同 三丁目六七

電話 二〇七

柴崎安藏 相生町四丁目一三三
太田吉太郎 同 四丁目
坂部廣吉 同 四丁目一五
陶山平八 同 五丁目二四六
岩見熊吉 同
酒井武信 湊町一丁目五九四
林市兵衛 同 一丁目二〇八
川瀬宇之助 湊町
千松百藏 古湊通
岩本光太郎 江川町三六
藤本福松 西宮内町九七
吉田繁次郎 御幸通七丁目三三
坪井多三郎 南遊瀬川町一丁目一五九
北條健藏 同
山科留吉 同
岸本源之介 元町通四丁目
森本定七 同 四丁目
出谷傳三郎 同 五丁目
今枝壽海 同 六丁目

第七十六節

洋服商之靴商

電話 五三三

小野銀五郎
瀧谷留松
岡橋豊春
山田恒吉
隅谷文吉
河合源次郎
荒井福子
和泉一枝
梅田佐兵衛
市原壽之丞
鍛冶龜太郎
三原フデ
松本すゑ
吉村英松
丹波良三
小島洋服店
山崎清三

元町通六丁目

同 七丁目
同 三丁目
同 一丁目
同 一丁目
同 四丁目
同 五丁目
同 三丁目
同 五丁目
同 三丁目
同 五丁目
同 二丁目
同 一丁目
同 三丁目
同 四丁目
同 三丁目
同 三丁目
榮町通一丁目
同 二丁目
同 二丁目

電話 一三四七

長谷川利吉 榮町通二丁目
井上大吉 同 二丁目
竹石代太郎 南京町
宇佐美仙太郎 四町四三
神崎友三郎 元居留地一六
柴田松之助 同 三〇
西尾豊三郎 三宮町一丁目
柴田音吉 同 二丁目
鈴木洋服店 同 二丁目
竹馬羅紗店 同 一丁目
和田末吉 同 二丁目
宇崎次良吉 北長狹通六丁目
大久保源次郎 同 二丁目
木下友市 同 三丁目
柴田貞吉 同 四丁目
小西金次郎 同 八丁目
西本英七 同 四丁目
生記號 同 六丁目
友康號 同 四丁目

春記號

全益號
華彰號
其昌號
スキップ
カペルド
島津保一
阪本徳松
矢田岩楠
山田熊吉
九猪兵三郎
關根龜次
華彰號
齋藤政次郎
來田虎造
入江芳藏
井上喜平
松下才次郎
島崎寅吉

第六章

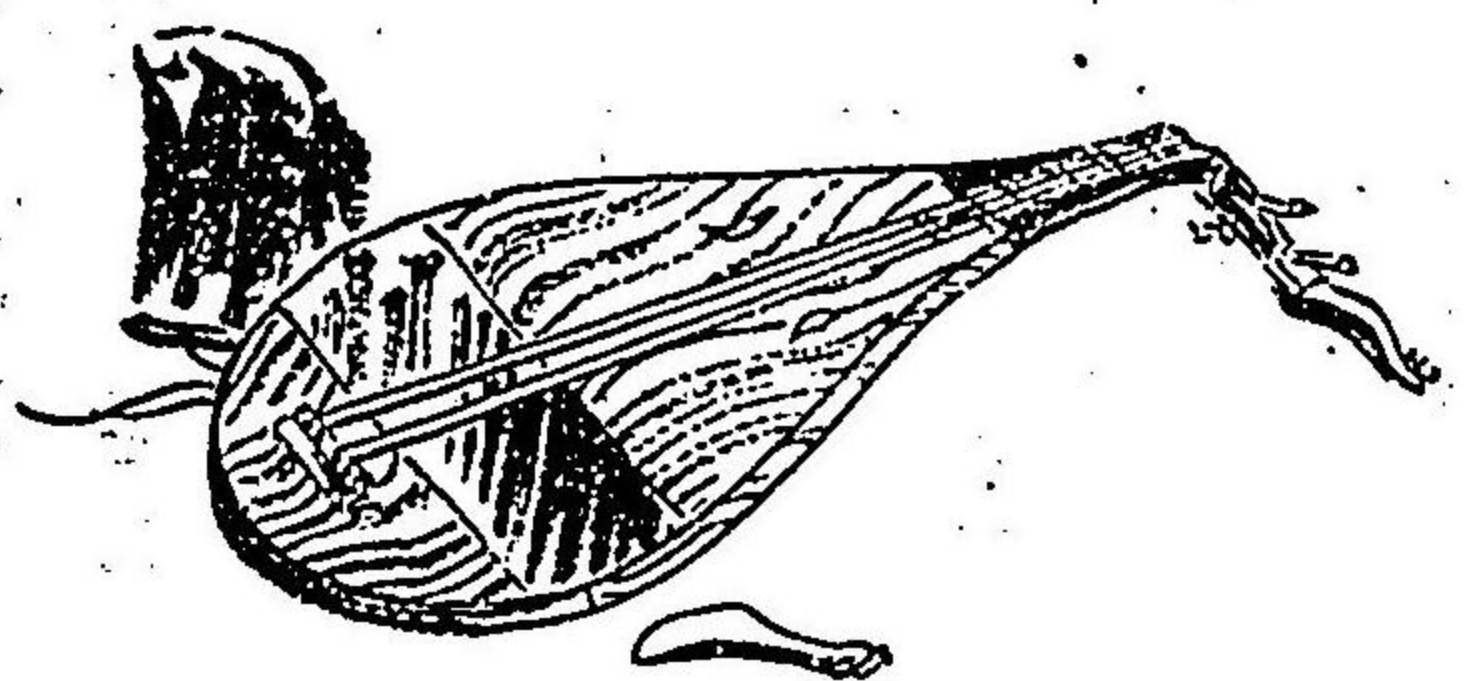
第七十六節

洋服商之靴商

三四九

玉	突	橋通五丁目一四四ノ五	唐津	ヤス
人	銃倒	三宮町二丁目二五七ノ一	柳瀬	壽恵
大	弓	橋通五丁目二四〇	山口	文吉
玉	突	元町通二丁目八三	安部	ユキ
射	的	橋通五丁目三三八ノ三	木内	カズ
魚	釣	同 四丁目二	早筆	雄次
空	銃玉投	三宮町二丁目二五七ノ一	清水	マチ
玉	突	榮町通二丁目五七	山星	小三郎

午經れば岩間を傳ふ聲あり
石をもうがつならひ知らずや



第七章

第八十二節 日露開戦以來神戸市の各種奉公事業

○日本赤十字社兵庫支部

開戦後の日本赤十字社兵庫支部は全國赤十字社支部中に於ても尤も活動せるものとして數へらる、三十七年二月支部の現在社員は三萬八千五百七十二名なりしが爾來非常なる速度を以て其數を増し同十一月末には已に二千百餘名を増加して四萬六千八百八十名となり内神戸市のみにても

有功章社員	一六八	特別社員	一六八
終身社員	一六四	正社員	三三三
女社員	四三		

計 四九三

の社員を有し又此間に於ける寄附金も壹萬四千餘圓の巨額に達するに至れり、是素より時局に伴ふ當然の結果なるべしと雖も又坪野委員長岡田副長を始め瀧川、明石、生島、石川の各商議員諸氏及協賛委員、職員諸

此外支部は本社より特に在姫路豫備病院全救護班の監

氏の熱心と盡力とに因るもの必ず尠なからざるべきを信ず、就中榮町三丁目角藤鉄吉氏が東奔西馳孜孜として社員の募集寄附金の勸誘等に盡瘁し支部に向つて多大の貢献をなしたる爲め遂に有功章を授與さるゝに至りしは特筆の値ひあるものなり

兵庫支部が三十七年十二月迄に各方面に派遣したる看護人看護婦を其場處と人別に依り記載せば	二十六人
大阪豫備病院 看護婦組織救護班一班	二十六人
姫路豫備病院 同	二十六人
善通寺豫備病院 看護婦	三人
遼東守備軍 看護婦	三人
西七里庄 看護人組織救護班一班	二十六人
病院船弘濟丸 看護婦	四人
同博愛丸 同	一人
同ロセッタ丸 同	一人
同ロヒラ丸 同	一人
同幸運丸 看護人	四人
計	九十五人

督方を委託され、又手を分ちて犒軍、豫備病院慰問、戦死者葬儀會葬、捕虜慰問に力め尙服部知事夫人鈴子等の主唱になれる特志看護婦募集は同十二月迄に約三十名に達し毎水曜日を以て神戸病院に集まり看護術の傳習を受け何時にても任務に服し得らる、よう準備し居ると云ふ、兎に角赤十字社其ものが全く戦時事業に屬するだけ夫れだけ傷病者に對しては勿論本務なれば言ふ迄もなく他の方面に於ても用意頗る周到あるものあるは蓋し一般の認むるところならん而して兵庫支部がなしつ、ある諸種の事業は他日若し他支部と其成績を比較對照するの目あるに至らば必ずや大いに酬ひらるべきは吾人の竊かに信じて疑はざるどころなり

○愛國婦人會兵庫支部

日露開戦以前に於ける愛國婦人會なるものは單に一部上流社會にのみ其名を知られたるに止まりたるが三十七年二月開戦以來愛國の思想全國民の間を通じて磅礴たるものあるに至り本會は遍ねく朝野の賛成を得非常なる速度を以て發達をなし現今少しく地位あり名望ある婦人は一資格として是非共此會に加入し居らざる可

らざる如き有様となり全國中婦人の事業としては當時之より大なるものなく又之より盛なるものあらざるべし、其開戦當初に於て移檄したる主旨書の如きは野娘田婦も又起たしむる概あるを以て左に之を轉載せん
人誰か生を願ひ、死を厭はざらんや、されど我帝國軍人が生を忘れて死を見るときながら鴻毛の如く時として炎天に馳せ、時として氷床に眠り、或は命を硝煙に化し、或は身を魚腹に葬らんも露ばかり恐れざる所以のものは他なし忠君愛國の熱情禁する能はざるによるなり、故に今日國光を宇内に發揚し國家を富岳の安きに居らしむるを得るは全く大君の御稜威に由るといへども、又軍人に待つこと多しと言はざるべからず、然るに是等戦死者の遺族中には頭に雪を戴きて寒さに凍ゆる老人あり、赤子を懷にして飢に泣く妻女あり、或は敵彈の爲不具者となりて廢兵の末路を歎する等、悲惨の極に陥るもの、舉げて數ふべからず
素より、斯る境遇にあるものを救護すべき公の、制度は、既に存すといへども、猶、遺憾の點なきにあ

らさず。あはれ、血あり、涙あるもの、いかでこれを傍觀するに忍びんや。まことや、我等婦人は、自ら銃を負ひ、劍を提げて、千軍萬馬の間を奔走すべきものにあらざれば、せめては、同情の涙を流して、慈善の業を營み、一は出征軍人をして後顧の憂なく以て、眞に國家の干城たらしめ、一は一般國民をして尙武の氣を養ひ、以て、固く護國の基礎たらしめんことを欲す、由りて、我等は、曩に、愛國婦人會を起しけるが、畏くも

天皇皇后兩陛下、皇太子、妃兩殿下、本會の趣旨を愛でさせ給ひ、優渥なる思召を以て恩賜の金を辱ふす。本會の光榮、なごか、これに若かん、加之、本會は、又

開院宮妃殿下を總裁に、各宮妃殿下を名譽會員に戴くことを得ぬ。いかでか、天下の婦人、感奮興起せざらんや。いでや、數多の姉妹たち、我等の微衷を賢察して、僅に「半襟一掛」の費を節約せられて、以て、本會々員となり、いよいよ敷島の大和婦人たる本分を全うせられんことを希望して已まざるなり。

妃殿下を總裁に仰ぎ奉り帝室の御贊助を忝ふし此の如き主旨の下に奮起せる本會が今日の隆盛ある蓋し偶然にあらずと云ふべし。

明治三十六年度末に於ける神戸市の愛國婦人會員は僅かに百九十四人兵庫支部管下全體に於て千八百六十一人を算したるに過ぎず然るに三十七年末に於て神戸市は一躍四千九百二人に支部全體を通じては一萬八千六百七十四人に激増したり即神戸市に於ける會員の内詳は左の如し

有功章佩用者	七寶六	金二	銀四〇	計	五〇人	
特別會員	終身	三六	年賦	八七	計	一二五
通常會員	終身	三四	年賦	三五六	計	三九〇
合計					四九〇人	

但贊助員は本表に算入せず

開戦以來神戸市に於ける本會の重なる事業は
一、出征者家族慰問、傷病者慰問、死者への弔詞、俘虜慰問、出征軍送迎の際に總裁宮妃殿下の御名代として或は會の代表者として支部長自ら出張其事に當る
一、軍士、傷病兵送迎の都度綑帶術の必要を感じ會員

自ら糊帯術の傳習をなせるものあり、又篤志看護婦會に依托し糊帯を調製して姫路豫備病院に寄贈せり

一、戦死者及戦地に於て病に罹り死亡したるものへは會長より弔詞を贈り、同時に支部長は支部會員を代表して弔詞並に香花料を贈與し來り三十八年二月二十日迄に贈與件數將校五十三人下士卒千四百八十二人此金額千五百參拾五圓内神戸市内の分將校三人下士卒八十八人此金額八拾參圓なり

一、戦傷病死者等の遺族救護に關しては毎年三月總會に於て決定するの規定なれども今回の戦役に於ける上記遺族の貧困なるものには特に救護費として臨時金參圓宛支給の法を定めて之を實行し三十八年二月二十日迄に人員六十五人金額百九拾五圓に達し此内神戸市の分は二人、六圓なりき

以上の外戦局の發展に伴ひ各種の經營を以て益其活動を期し神戸婦人奉公會と相俟つて神戸婦人の事業を代表し遺憾なく其面目を發揮するの覺悟なりと云ふ、今支部に於ける役員諸子の氏名を掲げ末尾に一般の参考と入會者の便利とを圖り其定款規則を抄録したり

- | | | |
|-----|--------------------------------|--------------------------------|
| 支部長 | 服部 鈴子 <small>(服部知事夫人)</small> | 小會根茂子 |
| 副 長 | 坪野 貞子 <small>(坪野市長夫人)</small> | 東條チトセ子 <small>(東條少將夫人)</small> |
| 評議員 | 伊地知君子 <small>(伊地知少將夫人)</small> | |
| | 川村 清子 <small>(川村大將夫人)</small> | |
| 顧問 | 服部 一三 | |
| 主 事 | 重見 良材 | |
| 幹 事 | 牛場美知子 | 渡邊 達子 |
| | 白石 房子 | 永井 兼子 |
| | 木村壽美子 | 池上 常子 |
| | 穎川智加子 | 谷井マツ子 |
| | 有馬 米子 | 市田ヒサ子 |
| | 鶴見 清子 | 村上駒尾子 |
| | | 直木 孝子 |
| | | 船井 玉子 |
- 愛國婦人會定款中抄録
- 第四條 本會は戦死並に準戦死者の遺族及び廢兵を救護するを目的とす
- 第六條 本會は本部を東京市麴町區飯田町一丁目字牛ヶ淵に置き支部を北海道各府縣臺灣其他必要に應じ海外居留地に置く
- 第十條 本會の會員は婦人にして左の三種とす

一名譽會員 皇族を推戴す

二特別會員 十ヶ年間毎年金貳圓宛納むるか又は一時金拾五圓を納むる者

三通常會員 十ヶ年間毎年金壹圓宛納むるか又は一時金七圓を納むる者

第十一條 右の外男女に拘らず一時金五拾錢以上を納むる者は贊助員とす

第二十六條 會員の爲め特に功績ある者及金品を寄附したるものは男女を論せず有功章又は謝狀を贈與す

第二十七條 特別會員通常會員には各所定の會員章を贈與し贊助員にして金七圓以上を納めたるものには贊助員章を贈與す

特別會員及通常會員には協約狀を贊助員には贊助證を贈與す

同規則中抄録

第八條 本部は遺族名簿及廢兵名簿を備へ毎年各支部より遺族廢兵生計現況の報告に依り甲乙丙丁に分ち救護の方法を定む

第九條 前條甲は生計の餘裕あるもの
乙は餘裕なきも日々の生計に差支へなきもの
丙は日々の生活に稍困難あるもの
丁は不幸にして日々の生活に大に困窮するもの

第十條 會員は居住地の支部之を管轄す
但支部を設けざる地の海外寄留者は本部の直轄とす

○神戸市奉公會

神戸市奉公會は三十七年二月即ち日露開戦當時を以て起り神戸に於ける此種事業中尤も整頓せる尤も大規模のものにして會則其他の規則は左の通之を定む

神戸市奉公會々則

第一條 本會は征露戦役に關し左の事項を實行するものとす

一 軍人家族又は遺族保護の事

二 戦死者及病死者追悼の事

三 輸軍其他必要と認めたる事項

第二條 本會は有志者を以て之を組織す

第三條 本會の會員は左の三種とす

- 一 通常會員
- 二 特別會員
- 三名譽會員

名譽會員特別會員は評議員會の決議に依り之を推薦す

第四條 本會の元資は有志者の寄附金品を以て之に充つ但寄附者は其寄附金の使途を指定することを

第五條 本會の事務所は神戸市役所内に置く

第六條 本會に左の役員を置く
會長一名、幹事若干名、評議員若干名、書記若干名

前項の外必要の場合に於て會長は賛助員及委員若干名を囑託することを得

第七條 會長は發起人之を選舉し幹事以下は會長之を囑託す

第八條 本會の事務は會長及幹事之を處辨す

但事の重大なるものは評議員會の決議に依る

第九條 本會に於て必要と認めたる時は支會を置

き又は他の團體と聯合することあるべし

寄附金募集概要

一 寄附金は左の二種とす

一 一時出金

二 毎月出金

一 戦役中毎月出金せんことを希望せらるゝ方々の便宜を計り左の方法を設く

一 毎月一口の出金高を金拾錢とす

但望みにより幾口ありとも引受けらるゝことを得

二 この場合に於ては假りに期限を明年十二月までとし毎月引受高を領收するものとす

三 明年十二月までの金額を申込高とし若し中途にして戦争終局せば之れが募集を止む

一 前項の外申込者便宜の爲め如何なる方法なりとも各位の望みに應ずべし此場合各に於ては寄附部主任又は各町村委員若しくは幹事に就き遠慮なく御協議を乞ふ

一 寄附金を領收したるときは必ず會長の名を以て領

會計部 杉山 利助 來田孫十郎

後藤 利彦

評議員 三十五名(略之)

收證書を發すべし
一 寄附者氏名及其金額は本市發行の新聞紙へ廣告す而して重なる役員の名は

會長	坪野平太郎	寄附部幹事	小手川信次	吉井吉十郎
		生島五兵衛	杉山 利助	爲田喜兵衛
		長濱清五郎	小野權四郎	桃谷 慶藏
		大庭竹四郎	山本當次郎	明石 甚八
		齋藤 正之	魚澄惣一郎	末正繁太郎
		吉田鐵太郎	山本 正脩	小島 守氣
		石川 武夫	波多野 央	重見 良材
		犇軍部幹事	川瀬 彦輔	吉井吉十郎
		本多 精二	森本佐右衛門	角藤 鐵吉
		井上 善吉	北、間政次郎	福橋 龜吉
		高德藤五郎	魚澄惣一郎	野谷規三郎
		末正繁太郎		
慰勞部幹事	菊地 武和	波多野 央		
小島 守氣	生江 孝之			
庶務部	岡田 泰藏	吉井吉十郎		

本會が爲すところの事業は會則第一條に規定したる如くなりと雖も其軍人家族救護に關しては尤も注意を加へて荷も濫出不公平に陥らざるを期し一人毎に其出征前に於ける職業及月額収入、雇主の住所氏名、家族の狀態、家族の數氏名身分及年齢、其健康の狀態、飲酒の有無、職業及月額収入、一ヶ月の生活費、財産負債の有無、家賃、室及疊數、居住の年月、親戚の有無、他より送金又は扶助の有無等に就き詳細なる調査を遂げ其實際を考査し一日五錢より拾參錢迄の範圍に於て各相當の救護を與へ又壯者に向つては生産を與へて之れを扶助するに方め居れり今三十八年一月末日に於ける之等の現在調は

救護戸數六百九十一戸 人口二千八百二十一人

此内救護しつゝある人員千五百六十三人

但六百九十一戸の内千二百五十八人は救護を受

けず自活し得るものなり

生業扶助 三百名餘

但し之れは最初より通計數

一月中救護費貳千五百貳拾圓拾六錢
三十七年二月以降の累計金壹萬四百參拾五圓七拾參錢

又奉公會が設立以來三十八年一月末日迄に救護費として受けたる寄附金は通計參萬貳千參百六圓内十二月末迄に於ける百圓以上の金品寄送者は下記の如し

- 貳百廿壹圓零錢 川崎町 中西清兵衛
- 壹百圓 中山手通二丁目 谷井保
- 百拾壹圓拾九錢 五十四番 エリヤス、エス、ホテル
- 五百圓 盛打銀行内 サミュエルサミュエル
- 壹百圓 元町二丁目 ジー、アーチャー
- 參百圓 市田左右太 スミス、ペーカール商會
- 貳百圓 イー、タバニー
- 百五拾圓 エスエツチ、
- 壹百圓 牛場卓麩 アルムステツド
- 壹百圓 鹽屋村 兼松房次郎

- 貳百圓 元居留地仲町 マグラス
- 參百四拾五圓五拾五錢 大慈會
- 五百圓 今出在家町 關係者
- 壹百圓 木谷吉次郎
- 壹百圓 エー、ジ、ア、カルマン
- 壹百圓 ショー、ジ、ナイ、スミス
- 壹百圓 中居平次郎
- 壹百圓 海岸通三丁目 南條莊兵衛
- 壹百圓 兵庫北仲町 奥平野協會代表
- 貳百圓 東川崎町自二丁目 吉田宅三郎
- 貳百圓 榮町二丁目 町有財産管理者
- 壹百圓 元町四丁目 生島五郎兵衛
- 壹百圓 中檢査部中代理 別所長之助
- 壹百圓 波多野新開社
- 壹千五百圓 前田喜之助
- 貳百圓 前田たか
- 山陽鐵道株式會社 山陽鐵道株式會社
- 壹百圓 榮町五丁目 宮崎儀一

- 百五拾圓 門口町 池長正通
- 八百四拾七圓參拾九錢五厘 神戸端艇俱樂部
- 參百圓 三益會社神戸支店
- 壹百圓 木村久壽彌太
- 日本郵船會社 神戸支店員
- 百九拾五圓貳拾錢 神戶料理屋組合代表 玉川巳之助
- 貳百圓 中山手通三丁目 ゼー、ル
- 貳百五拾圓 イー、エツチ、ハンダー
- 壹百圓 榮町通五丁目 山崎彌兵衛
- 貳百〇貳圓八拾錢 日本商業銀行 秋山忠直
- 貳百圓 (外三十九名)
- 壹千貳百圓 サミユール
- 六百圓 吳錦堂
- 參百圓 袁子壯
- 參百圓 周熊甫
- 參百圓 周子卿
- 參百圓 周春生
- 參百圓 徐篠春

- 參百圓 齋藤正之
- 參百圓 神戶端艇俱樂部
- 壹百五拾圓 三益會社神戸支店
- 壹百五拾圓 木村久壽彌太
- 壹百五拾圓 日本郵船會社 神戸支店員
- 六百圓 神戶料理屋組合代表 玉川巳之助
- 參百圓 中山手通三丁目 ゼー、ル
- 參百圓 イー、エツチ、ハンダー
- 參百圓 榮町通五丁目 山崎彌兵衛
- 參百圓 日本商業銀行 秋山忠直
- 壹千貳百圓 サミユール
- 參百圓 吳錦堂
- 參百圓 袁子壯
- 參百圓 周熊甫
- 參百圓 周子卿
- 參百圓 周春生
- 參百圓 徐篠春
- 陳平齋
- 朱良甫
- 沈調甫
- 馬聰三
- 李光泰
- 李光泰
- 王敬祥
- 萬敬祥
- 柯謙支
- 林清志
- 周安邦
- 陳世科
- 陳世科
- 麥小彭
- 簡照南
- 藥雀齡
- 李同亭
- 協同亭
- 垣昌炎
- 同泰

參百圓	藍 卓 峰	五圓(但し戰爭中毎月寄附)	元町通五丁目	船井長四郎
參百圓	聯 昌 盛	參拾圓(但し戰爭中毎月寄附)	鐘ヶ淵紡績株式會社兵庫支店	
參百圓	源 々 豐	壹千貳百圓	淡町二丁目	小曾根 喜一郎
參百圓	廣 昌 隆	壹百圓	住吉町二丁目	長田 大助
參百圓	鮑 翼 君	餅千四百個	荏合町	津 川 歌子 (外一名)
參百圓	文 發 炎	百九拾五圓七拾錢	下山手通六丁目	島田 安吉 (外百九十五名)
參百圓	利 興 義	六百拾七圓七拾五錢五厘		
六百圓	裕 貞 祥	壹百圓	元町四丁目	中檢番橋坂及子方樂總代 別所長之助
百四拾圓	エツチ、ヒウス	壹百圓	淡町一丁目	前田 イシ
五圓(但し戰爭中毎月寄附)	穴 田 み ね	十二月迄の寄附金累計金貳萬六千九百七拾圓八錢 六厘		而出征軍人家族遺族救助費
五圓(但し戰爭中毎月寄附)	古居 政治 郎	四萬四千圓		出征軍人家族遺族救助費
壹千圓	菊 地 武 和	壹萬壹千五拾圓		備 軍 費
壹千圓	光 村 利 藻			
壹千圓	九 鬼 隆 輝			

追悼費用
 壹千七百七拾五圓
 壹千六百七拾八圓
 參千四百貳拾八圓
 參千參百圓
 五千參百六拾九圓

○神戸市婦人奉公會

神戸市婦人奉公會は神戸婦人會の變體にして神戸市奉公會と同時に市内の博愛慈善に富める百二十四名の淑女に依り三十七年二月を以て創設せられ市奉公會と共に市役所内に於て事務を取扱はれつゝあり、而して其精神に於ては素より市奉公會と異なるどころなきも方法に於ては多少の相違あり、依つて今之れが趣意書會則等を掲記するは却つて細説の勞を省くのみならず實相を寫すに於て寧ろ至便の方法なりと信するが故其全文を下に轉載せん

趣 意 書

今回の戦役は實に振古未有の一大事變にして敵はその實力の強弱は兎もあれ何分今日まで世界の強國として自らも誇り他の國も許るしたる露西亞のこと

にじあれば其の勝敗は正に天下の安危に關はるべし従ひて我々國民たるものまた非常の大決心を以て之に對わざるべからず勿論我が叙聖文武なる天皇陛下の御稜威と忠勇義膽なる海陸將卒の殊効とに依り終局の勝利を占むることは決して疑ふまでもなきことながら其の間に於ける軍人の苦心慘愴實に想像に餘ありされば我々内に在りて軍役に服する能はざるものは男女の別なく滿腔の赤誠を捧げて出征の將卒を送りまたその家族を擁護し軍人をして苟くも後顧の憂なからしめざるべからず我神戸市に於ける紳士紳商達が夙に神戸市奉公會なるものを組織し専ら奔走盡力せられつゝあるは思に此意に外ならざるべしされば此時に方り婦女子たるもの亦た晏然閑居して徒らに戦捷の報を待つばかりなく進で應分の力を致し以て國恩の萬一に報ゆるの覺悟なかるべからず茲に妾等自ら傲力を顧みず本會を設立して戰爭の爲め困厄に陥りたる人々に同情を表し又た出征の軍人を憐ひその家族の方々を慰藉し或は不幸にして屍を戰場に曝されたる將卒の忠魂を吊ふ等時局に

適切なる行動をなさんとす仰ぎ願くば世の淑女達等
等の衷情を憐み奮ふて入會せられんことを
義捐の金錢物品は決してその多寡を問はず寧ろ日常
家政の間に節約して得られたるか又は紙屑なり空瓶
なりその他何によらず廢物の賣却代或は瑣細なる物
品殊に手藝によりて造られたるものなどは最も希望
する處にしてまた金錢物品に限らず勞働を以て公共
の爲めに盡されんとする方あらば本會は歡んで之を
迎へんとす幸に諒せられよ

神戸市婦人奉公會々則

第一條 本會は此度露國との戦につき困難に陥りたる
同胞を救ひ戦争に趣かるゝ軍人を痛ひ又た神戸
市より出征せる軍人の家族を慰め戦死せし人々の
忠魂を吊ふ等節節がら必要なる事項を實行するも
のとす

第二條 本會は本會の趣意を賛成し金錢又は物品を
寄附せらるゝ婦人を以て會員とす

第三條 本會の事業に必要なる金錢物品は有志者の
寄附せらるゝ處のものを以て之に充用す

但寄附者はその寄附せらるゝ金錢物品の使ひ途
を定むることを得

第四條 本會の事務所は神戸市役所内に置く

第五條 本會に左の役員を置く

會長 一人 幹事 若干人
評議員 若干人 書記 若干人
前項の外必要の場合には會長に於て委員を囑托す
ることを得

第六條 本會の事務は會長及び幹事にて之を處辨す
但重大なる事務は評議員會の決議を経て之を實
行す

第七條 本會に於て必要と認めるときは支會を置き
又は他の團體と聯合することあるべし

右會則第五條に規定せる役員の中會長は牛場ミチ子幹
事は左の十六子なり

- 岩崎ムメ子 市田ヒサ子 太田ミヤ子
小曾根シゲ子 小野フミエ子 渡邊タツ子
川本イト子 川西フサ子 坪野サダ子
塚本不二子 桑原ハル子 谷井マヌ子

- 頼川チカ子 佐藤ナカ子 木村スミ子
南トメ子

本會事業の概要は出征軍人の歡送迎及後送傷病軍人の
嚮迎、出征軍人留守宅の慰問、門標の掲出、兒童保育
所の設置、古着類の贈與、無料の産婆派遣、姫路豫備
病院へ新聞紙の寄贈等にして此内尤も力を盡したるは
兒童保育所なるべし、保育所の内補社保育所は三十七
年六月の設立に係り其收容兒童は日々増減ありと雖も
而も當然の勢ひとして漸次其數を増加し同十二月中の
延入數は千百六人、之に對する保母其他の費用七拾七
圓五拾五錢最初よりの累計支出金四百六拾六圓六拾四
錢、舊合八幡社内保育所は同六月の設立にて十二月中
延入數六百三十二人、之れに對する費用七拾圓八拾八
錢五厘最初よりの累計五百九拾五圓四拾五錢五厘、兵
庫藥仙寺保育所は同九月の設立にて十二月の延入數二
百七十五人此費用六拾七圓參拾六錢最初よりの累計四
百壹圓拾七錢貳厘なり、今各所設立以來三十七年十二
月末日迄の收容兒童延入數と其費用とを通計すれば
延入數三千二百二十六人

支拂金千四百六拾貳圓貳拾六錢七厘

古着類の給與は卅七年十一月迄の合計四千九百六十九
枚なりし、古着給與に就ては本會は非常の苦辛をなし
有志者より收集せる物は一旦悉く之を神戸市衛生會に
托して消毒を施し然る後洗濯し更に之を解きて被給
者の身柄に相當する様仕立直したる上之を交付せるも
のなりと云へば其勞や實に多大なりと謂ふべし、終り
に神戸市婦人奉公會が創立以來卅七年十二月迄に受理
したる寄附金額及其内百圓以上の寄附者を録せんに
自三十七年十二月寄附收入金計七千貳百六拾七圓參拾參
錢壹厘

五百圓	神戸婦人會
五百圓	神戸端艇俱樂部
五百圓	吳錦堂
壹百圓	直木政之助

三十八年二月軍人遺族救護義會は金貳千圓を本會に寄
送し來りたれば新たに兵庫八王寺保育所設置せらるゝ
ことありたり

神戸奉公同志會は中山手通六丁目六十九番青年會館内に置かれ、三十七年二月即ち日露開戦の當初を以て起されたるなり、發起人は神戸基督教聯合婦人會、神戸親話會、神戸基督教青年會の三團體にして其爲し來りつゝある事業の概要は

- 一、軍隊慰問 廣島及姫路の軍隊に慰問使を派遣し又神戸通過の軍人に對し會員神戸驛に出張してカード及繪端書を贈りて精神的英脚をなす
- 二、在神出征者軍人家族の慰問 出征者家族を訪問し團扇端書等を贈りて之を慰め更に精神の慰安を與へんが爲めに會員交替に交々訪問す
- 三、出征者家族の救助 會員を巡回せしめ實際に救助を要する出征者の家族遺族等にて何等かの爲め神戸市奉公會の救助に洩れ居るものを搜索し古衣其他の物品を給與する事
- 四、傷病兵慰問 三十八年一月迄に數回姫路豫備病院に慰問使を送りて之を慰め又時々物品を寄贈し三十七年中は雜誌團扇等の多數を寄附し三十八年に入り花菴大卷六本を姫路豫備病院娛樂

- 室用に寄附したり、尙神戸通過の傷病兵に對しては毎に出張慰問を怠らず
 - 五、戦死者遺族弔慰 神戸より出征し居る戦死軍人の遺族に最上製聖書一冊及香花料を贈り會員出頭して弔詞を述べ居れり
 - 六、國民的後援の活動 時々演說會又は音樂會を開催して聽衆を鼓舞激勵す
- 右の外毛布靴下等を募集して冬營軍人に寄送し或ひは新聞紙を戦地各處に贈りて出征者の娛樂に供する等隨時適當と認むる事を實行す
- 前第一項に記載するカードには表面國旗、聯隊旗を交又したる下に「出征中諸君の上に皇天上帝の祐護あらんことを祈る」と記し裏に富士の圖案の下には遼東還付の議ありし時勝伯の句にと附記して
- 三國にふみはたかれ富士の山
裏面には

御 製
いにしへのふみゝるたひに思ふかな
おのかをさむる國はいかにと

余は我國家の面目の爲めに吾全力を盡しぬ

(ホルン將軍)

心を強くしかつ勇め汝の汎て往くところは汝の神
僧に在せば懼る、勿れ戦慄く勿れ (舊約全書)

くたけても玉とちる身はいささよし

死とともに世にあらんより

(風木和泉)

と記載し輪廓に菊花及櫻花をあしらひたる意匠優美のものにて繪端書にも存約全書中の一節を刷り込みたり而して本會々員たるものは入會當日より婦和調印濟の日迄毎日金壹錢宛を出すの規定にして三十八年一月末の會員數は六百二十二名重なる役員の氏名は左の如し

- 會長 原田 助
- 幹事 武田 猪平 村松吉太郎 三勢テヅエ
- 評議員 井上文慈郎 市田 ヒサ 堀峰 橘
- 奥山 元 覺前 政藏 川邊キヨウ
- 吉川 龜 田村 新吉 松井 文彌
- 丸井 マサ 寺崎 次郎

○神戸婦人軍人家族救護會

第七卷 第八十二節 日露開戦以來神戸市の各種奉公事業

時局開くるや本市在留歐米各國婦人の我國に對する同情の念深きより軍人家族救護の目的を以て英國聖公會より派遣せられたるビショップ、フォス夫人之が主唱者と爲り三十七年三月創設せらる

會員は在留歐米各國婦人有志者にして、フォス夫人之が會長に、佛、米兩國領事夫人以下七名之が幹事たり

救護資金は毎月會員に於て一人金五拾錢以上拾圓以下の献出をなし其總額の一部を本縣知事に寄贈し縣下一般軍人家族救護に充つること、なし創設以來引續き實行し來り、其毎月の總額百六拾圓乃至百九拾圓に及びり而して該義捐金は成るべく有益なる救護事業に使用せんとし時恰も神戸市婦人奉公會に於て軍人兒童保育所設置の舉あるを聞き大に之れに賛同し同會へ交渉の結果遂に葛合町に設置せられたる軍人兒童保育所の經費を負擔することゝなれり

○恤 兵 會

日露開戦となるや本市在留清國人は我帝國交戦の趣旨に對し大に感奮する所ありて有志者相會し帝國軍人家族扶助並に犒軍の目的を以て卅七年四月設立せらる、

吳錦堂、麥少彭之が幹事たり(吳錦堂、麥少彭は歸化人) 本會に要する資金は昨三十七年四月より向ふ一箇年を一期となし其期間一口の出金額を參百圓と定め會員は數人にて一口を負擔し又は一人にて數口を引受くることを得、而して一口の金額は之を十二分し毎月金貳拾五圓宛を出金せしむるものにして、創立以來毎月出金の總額を備軍費及軍人家族救護費として神戸市に寄贈しつゝあり、其金員は月額金千貳拾五圓にして本年二月末日迄の總額實に金壹萬千貳百七拾五圓に及べり

○荒田町出征軍人後援會

開戦以來諸種の奉公事業起ると共に荒田町有志に依り荒田町出征軍人後援會なるもの設立せられたり抑も本會の目的は當初同町出征軍人及其家族に對し同町人士の獨力を以て之が慰藉救護に務むるにありしも如何せん應募會員八百餘名にして其義捐金百餘圓に過ぎず翻つて其當時に於ける同町出征軍人を算するに約百名にして神戸市奉公會より受くる所の救護費は毎月貳百圓内外に達する狀況なれば假令今後多少の會員増加の見込あるも到底同町人士の獨力を以て完全に慰藉救護

の實を擧げんこと難事に屬し茲に已むらく神戸市奉公會と協定の上該救護費中へ毎月金五拾圓宛を寄附することとなし其殘額は應急救護費並に入營の餽別、傷病兵の慰問、戦死者香典又は會葬費其他臨機特別の慰藉救護の費用に充つることとせり
左に役員及び會員數を掲ぐ

役員	
會長	中西 鉄馬 副會長 西川 種介
會計	奥田 富太郎 幹事 荒川 鶴吉
幹事	鎌田 文之助 評議員 今田 重三郎
評議員	玉田 常吉 同 高木 長之助
同	永井 熊七 同 滑川 貞次
同	村井 淺太郎 同 上村 廣吉
同	清田 軍記 同 水谷 牛太郎
同	鈴木 熊次郎
會員	數 (三十七年十二月十一日現在)
特別名譽會員	十五人 名譽會員 二十一人
甲種特別會員	一人 乙種特別會員 三十六人
正會員	長 百四十八 通常會員 五百六十二人

贊助 人員 七十五人
合計八百五十人

參照

- 一、特別名譽會員 一時金參拾圓以上又は月額金壹圓五拾錢以上戰爭終局迄の寄附者
- 一、名譽會員 一時金貳拾圓以上又は月額金壹圓以上戰爭終局迄の寄附者
- 一、甲種特別會員 一時金拾五圓以上又は月額金七拾五錢以上戰爭終局迄の寄附者
- 一、乙種特別會員 一時金拾圓以上又は月額金五拾錢以上戰爭終局迄の寄附者
- 一、正會員 一時金七圓以上又は月額金貳拾錢以上戰爭終局迄の寄附者
- 一、通常會員 一時金貳圓五拾錢以上又は月額金五錢以上戰爭終局迄の寄附者
- 一、贊助員 一時金貳圓五拾錢以下の寄附者

○軍人遺族救護會

本會は其源を明治二十七八年日清戰役當時に發し、三十二年十二月二十日社団法人組織の認可を受く、本部

は東京市京橋區築地三丁目に在り現會長は子爵榎本武揚氏なり、神戸市に於ける本會の出張所及重なる所員は

- 軍人遺族救護會兵庫縣出張所 西出町二三八
 - 出張所長 秦 猪之助 主事 酒井 丑松
 - 會の目的とするところは會名の如くなりと雖も今之れを細別すれば
 - (一) 戦死軍人の遺族及從軍中傷病死軍人遺族にして貧窮なる者
 - (二) 平時兵役の爲め死亡したる軍人の遺族にして貧窮なる者
 - (三) 出征中軍人の家族にして貧窮なる者
 - (四) 現役中家族の貧窮にして他に扶持者なき者
 - (五) 帶勤軍人にして不幸窮厄に陥りたる者
- 等にして更に定款中重なる事項を抄録すれば左の如し
- 軍人遺族救護會定款
 - 第二條 本會は皇族を總裁に奉戴し徳望家を副總裁に推薦す
 - 第三條 本會は事務所を東京市京橋區築地三丁目

置き各極要の地に支部又は出張所を置く

第六條 本會は前條(略す)の目的を完成する爲め時宜に従ひ養育院又は授産場の類を設置す

第八條 本會の會員は終身會員特別會員贊助會員の三種とす

一 終身會員は其終身間毎年會費金貳圓以上を負擔し入會の當時其負擔年金の倍額以上を融出する者

二 特別會員は本會に功勞あるものにして評議員會の議決に因り特に年融金を要せずして會員たるに相當と認められたる者及會費金額參拾圓以上を負擔し其三分の一を入會の當時融出し殘三分の二を五ヶ年以内毎年其一分宛を融出するもの

三 贊助會員は金壹圓以上拾圓以下の會費金を融出するもの但し贊助會員にして其融出したる金額參拾圓に達したるときは之を特別會員に推薦す

第九條 入會員は本會に於て制定したる會員入會原

簿又は入會票に自ら住所氏名會員種別會費負擔額入會年月日等を記入し之に捺印すべし

第十條 本會は入會員に其入會申込をなしたる當日より三週日以内に會員名簿に登録せしことを通告す

第十一條 會員は何時にても本支部又は出張所に就き事業の状況及計算を質問し又は諸帳簿を閲覧することを得

第十二條 退會せんとする者は事由を具し直に本會に申出づるか若くは其所轄支部又は出張所を経て本會へ申出べし

第十四條 退會其他の事由に因り會員の資格を失ひたる者其時迄に本會に對して負ひたる債務を辨濟し徽章は之を返還せしむべし

災害に罹り其他事實會費金を融出し能はざる者は前項の限に非ず

第十八條 本會の爲め特殊の功勞ある者及金千圓以上の會費を負擔したる者には有功章を贈與す

第十九條 終身會員にして會費年融金五圓以上特別

會員にして會費金六拾圓以上融出する者に會員證

及金色製の徽章を贈與す

前項金額未滿の會費を融出する者には會員證及銀製の徽章を贈與す

功勞に依りて認定したる特別會員には會員證及金色製又は銀製の徽章を贈與す

第二十條 贊助會員には會員證及星章を贈與す

第二十一條 有功章及徽章の形狀は左の如し(略す)

第二十三條 本會の資金は左の事項外に之れを支出することを得ず

一 救護金の贈送

二 本支部及出張所に屬する諸經費但會務擴張に關する諸經費を包含す

第二十四條 資金の管理は現金は之を指定の銀行に預托し物品は理事に於て保管す其取扱ひ手續に關する規程は評議員會の議決を以て之を定む

第三十六條 役員は名譽職とす

第四十二條 總會の召集其場所及會議の目的たる事項の通知は特に指定したる新聞紙を以て之を爲す

ものとす

附 則

第四十六條 事變に際し救護の事務を執行する場合には役員任期既に満ると雖も平和の後にあらざれば改選せず

第四十七條 平和の後六ヶ月以内に臨時總會を開き事變中に執行したる會務の報告を爲し滿期の役員を改選す

救護施行規定

第一條 救護の施行は豫め調査用紙を交付して郡市區、町、村、長に委嘱し主として定款第五條第一項に該當する者竝に同上第二項以下に該當する者の實況を調査し或は臨時に部員を派出して審査せしめ親族其他の扶持者なき者に對し左の各條に依り之を爲す

但し天變地災其他の厄難に罹り特殊の困難に陥りたる者には特に臨時之を施すものとす

第二條 贈與金は五圓以上百五拾圓以内に於て被救護者貧窮の程度を査察して其額を定め一回又は數

回に之を贈與す

第三條 贈與金は會員より贈出する年金額其他の収入及寄贈金より之を支出す

第四條 前條の取扱及金額は理事會の議決に依りて救護を執行し爾後開きたる評議員會に之を報告するものとす

第五條 救護金は被救護者居住地の郡、市、區、町、村長に委嘱して各自に配與し其親族鄰佑をして使用法を監督し成るべく就業の資に充つるを務めしむ

第六條 被救護者の氏名及贈與の金額は新聞紙を以て廣告す

本會は内國に於て朝野知名の士を協賛員に有するのみならず、外國人間就中清國及韓國大官中にも贊助者尠からず、神戸市に於ける本會の事業も所員の熱心に依り逐次好成績を收めつゝあるも今之を細説し得ざるは著者の遺憾とするところなり

第八十三節 水雷艇大日本護國幼年會

日露の戦争は今や朝野有力の士を驅つて義勇艦隊組織

の必要を絶叫せしめ全国各地其舉を賛して已に莫大の資金を集め得たることなるが、是より先東京の人湯地丈雄氏の主唱に係る護國幼年會なるもの、同一の主旨目的を以て疾く已に存在せるは一部世人の知るところならん、湯地氏は此國家的事業を起してより身と家を忘れ全國を周遊して一意本會の擴張に努め其滿腔の至誠は到る處の少年の小さき心を感憤興起して此事業を贊助せしむるに至らしめたり、明治三十六年中氏が神戸市に來遊するや有志船井長四郎氏其他大ひに氏の事業を賛して斡旋するところあり、楠小學校に市の兒童を集め元寇役の顛末を幻燈に依り説明演説して立どころに多數の入會者を得たり、當時偶々氏は東京より妻女の訃に接し有志者は直ちに其結束歸京を勸誘したるも氏は尙兩三回講話の約ありし爲私事を以て公事を廢するは其意にあらざるを以て態度を以て周到事を果し而して後歸途に就きたり、以て氏が熱心と爲人の尋常ならざるを見るべし、神戸市に於ける本會は此時より頓に隆盛に向ひ三十七年に入りては幼年會員の數郡部を併せて已に六千人以上に達し全國中の第一

位を占むるに至る、今其規約書及市内の事務所申込所を掲げて入會者の便に供せん

設立規約

第一條 本會は水雷艇幼年號を製造するを以て目的とす

第二條 製造する資金は全國幼年生徒及び之に準ずる幼年を奨励し一人に付一ヶ月壹錢以内貯金せしむるものとす

第三條 此幼年貯金は如何なる場合と雖も他に支出し得ざる嚴法を確定し學校職員及父兄に於て監督するものとす

第四條 貯金方法は其地の情況に依り隨意に定むる者とす

第五條 此幼年貯金法及び奨励に關する費用は一切幼年生徒より徴收するを得ざるものとす

第七條 此事業を一般國民に周知せしむる爲め公衆を集め演説する等適宜の方法を設くるものとす

第八條 幼年にあらざるも特志を以て此舉を補助せんとするものは一時若くは繼續義捐することを得るものとす

のどす

第九條 水雷艇幼年號の名稱は一地方を畫することを希望し得らるべし(東京に在りては東京幼年號、西京に在りては西京幼年號と命名せらるゝの類)

第十條 水雷艇の設計製作等總て成規に従ひ國家に貢獻し永く海防用に供するものとす

水雷艇幼年會事務所

補公社内水族館内

同 申込所 元町通五丁目

船井長四郎

同 生田町二丁目

桃木武平

同 宮前町六三

魚澄惣一郎

同 永澤町二丁目

津田震一郎

嗚呼一ヶ月僅かに壹錢の會費吾人は何人も痛痒を感ぜざるべきを信じ軍國の幼年に向つて切に其入會を勸告し此處に湯地氏の檄文を掲げて局を結ぶ

熟々惟ふに凡そ事業は時機を頼み時機は事業を促せり今の時は帝國人心啓發の機にして善導其道を失ふべからず丈雄氏に茲に感あり護國の觀念を民衆に養ふに歴史的を期するや久し偶々明治十九年八月十五

日長崎に於て清國北洋艦隊の水兵暴動に依て一大交戦の近く避くべからざるを徴し至誠措く能はず豫て私かに探究中なる元寇難の事蹟に就き獻身以て天下に鼓吹するの意を決し明治二十一年一月檄を全國に傳へ紀念碑發起と共に無形の精神を唱導するや世人予を恠むものありと雖も漸次志士の協賛を博し明治二十三年十二月内帑金千圓を福岡縣に賜ふ丈雄は愈々初志を貫き進で人心の開達に伴ひ全國齊く元寇の謳歌を唱へしむるに當り恰も好し征清の役起り皇軍盡く口に四百餘州の曲を誦んじ足四百餘州を蹈む豈に漢兵楚歌して楚を伐つ之感なかるべけんや勢先づ定る勝負何ぞ疑ふに足らん果して全勝凱旋の後も此曲益々高く近くは本年一月清國牛莊に於て我大島艦の宴會席各國の軍人も此曲に唱和せしに非や是より先き明治二十九年十一月辱くも 聖恩枯骨に及び元寇殉難の名將故宗助國、故平景隆、に贈位の特典あり億兆感泣せり終に明治三十四年三月第十五帝國議會衆議院は滿場一致元寇殉難者の爲め國祭復興の事を議決するに至れり嗚呼天定まり人和し成功自ら國

家の盛徳に歸し了れり一面紀念碑の有形建造物も福岡縣廳の管理に成就せられんとす且つ傍ら風を望で起りし蒙古山の碑既に成り更に巨大なる元寇紀念日蓮銅像も現じつ、あり尙ほ此外起るものあらんとす丈雄貢獻心の一部は斯く其局を結ぶに近し死して遺憾なき也
夫れ然り而して茲に至る經歷中更に唯一の時務と感悟せしものあり他なし全國幼少の天眞に訴へ貯金心を護國的に勧誘する事是也既に丈雄は數年來時に應じ物に觸れ之を試むる中明治二十八年の夏筑前福岡洲崎海邊に於て幼年の群衆と共に游泳中一隻の水雷艇來船するを見て互に應問の末終に愛國心より幼年貯金を以て幼年號と稱すべき水雷艇をも製造し待べきことを語るや各自は無量の感動を抱き早速家庭に請ふて壹錢宛を持ち集の福岡郵便局より貯金通帳を申受け毎月壹錢宛の協同預けを始めたり爾來數年間毫も消費することなく漸次増貯せり
今や當時の幼年は壯年と成り漸く時事を解するを以て示すに北米合衆國少年の贖金は世界第一の巨艦を

製造しつゝあることを以てするに感激最も深く直に現今の幼年を誘ひ貯金繼續の手段を施すや陸續加盟するもの百餘名を超へ尙ほ就起の勢ひあり此舉たるや父兄にも満足を興へ特別贊助するもの少からず畢竟家庭の訓を守るの美風を興し貯金の眞意を解するの致す所なるべし教育上より推して一般に及ばん歎

立し同機相應じ協同報國の志を共にせんとを切望す
明治三十六年二月稿 湯地 丈雄

第八十四節 壹萬圓以上軍債 應募者

第一回應募者
金 高 住 所 氏 名
五拾萬圓 北長狹通五丁目 九 鬼 子 爵
同 加納町一丁目 川 崎 正 藏
同 般治扇町 日本商業銀行
參拾萬圓 中山手通五丁目 小 寺 泰 次 郎
同 湊町二丁目 岸 本 豐 太 郎
同 濱崎通四丁目 山陽鐵道會社
同 榮町通三丁目 三十八銀行
同 戶島町 六十五銀行
同 以てすべし名譽に之を勵み自然積累大成の重要を悟
り勤儉の風自ら起るや必せり且つ方今宇内の形勢は
開明具眼者希くば深く此意を洞察し其地方適宜に特

拾參萬七千圓 元町通二丁目 日本貿易銀行
拾萬五千圓 多田通五丁目 森本六兵衛
拾萬圓 湊町一丁目 石田 常 七
小曾根 喜一郎

拾萬圓	山本通四丁目	松方幸次郎	參萬圓
同	北長狹通五丁目	光村利藻	同
同	榮町通四丁目	鈴木岩次郎	同
同	北長狹通四丁目	伊藤長次郎	同
同	三宮町三丁目	長田大介	同
同	楠町六丁目	波多野央	同
同	榮町通三丁目	波多野少	同
同	同 一丁目	吳錦堂	同
同	海岸通六丁目	農工銀行	同
五萬參千圓	中山手通七丁目	神戶市	同
同	楠町四丁目	池田實兵衛	同
同	川崎町	瀧川辨三	同
同	宮原町	川西清兵衛	同
同	小物屋町	藤井又兵衛	同
同	磯之町	澤田清兵衛	同
同	中山手通四丁目	米穀肥料取引所	同
同	海岸通四丁目	田村平兵衛	同
同	三宮町三丁目	山本龜太郎	同
同		田中儀七	同

岸本貞彰	山本通四丁目
岡崎藤吉	江川町
石川茂兵衛	四出町
佐野松左衛門	磯ノ町
澤野久吉	水木通二丁目
兵庫縣	相生町一丁目
瀧川儀作	加納町六丁目
日本製茶輸出會社	宮前町
棧橋會社	川崎町
米穀肥料同盟會	匠町
復興號	島上町
神戶區	榮町通一丁目
有馬市太郎	同 一丁目
岸上彌作	同 六丁目
藤井定介	同 三丁目
湯淺竹之助	
源々號	
電燈會社	
神榮會社	

壹萬八千圓	多聞通五丁目	同	和號	壹萬圓
壹萬六千圓	淡町一丁目	乾	新兵衛	同
同	海岸通三丁目	三上	豐夷	同
同	山本通五丁目	渡邊	尚	同
壹萬參千圓	濱崎通四丁目	牛場	卓藏	同
壹萬參千圓	北宮内町	高井	武兵衛	同
壹萬壹千圓	北長狹通四丁目	染谷	寛治	同
壹萬壹千圓	北仲町	南條	庄兵衛	同
同	元町通三丁目	大島	兵太郎	同
同	同 三丁目	柴田	音吉	同
同	榮町通五丁目	宮崎	儀一	同
同	同 二丁目	生島	五郎兵衛	同
同	下山手通五丁目	秦	銀兵衛	同
同	榮町二丁目	中島	保之助	同
同	北野町	奥野	元吉	同
同	三宮町三丁目	高津	柳太郎	同
同	同 一丁目	松浦	有年	同
同	中山手通五丁目	山口	準之助	同

武藤山治	山本通四丁目
小倉庄太郎	同
津川信三郎	荏合町
白石米太郎	山本通二丁目
播磨幸七	川崎町
深田平吉	中山手通二丁目
稻葉彌吉	福原町
伊藤秀吉	多聞通三丁目
坪井多三郎	楠町六丁目
直木政之介	磯之町
柏木庄兵衛	東出町二丁目
川西善右衛門	中山手通六丁目
駒井巷	榮町通五丁目
鶴田平吉	淡町三丁目
本多義知	川崎町
菅野安次郎	同
鎌田覺藏	松原町
小山粹次郎	同
楠本利八	神明町

第七章 第八十五節

百圓以上軍費、恤兵獻納者

百圓	花隈町九三	淺井 嘉藏	百參拾四圓	楠町一、二、九	同町有志代表
同	仲道通四、二〇	宮本 政吉	百拾參圓	北長狹通六、二一	同町有志代表
同	北長狹通五、四二	佐伯 力左衛門	百拾參圓	四仲町三七	同町有志代表
同	加納町三、八	衛生組合長	百拾參圓	小物屋町五一	同町有志代表
同	南邊瀬川町二、三五	半岡組合九十一人代表	百拾參圓	多間通二	同町有志代表
同	下山手通六、五	長 林 新	百拾參圓	水木通一、五〇	同町有志代表
同	相生町四、一九	長 川 源	百拾參圓	荒田町三七二	同町有志代表
同	元町通一、三三	小 崎 友三郎	百拾參圓	榮町通六、三〇	同町有志代表
同	下山手通三、三〇	神 崎 友三郎	百拾參圓	磯ノ町四三	同町有志代表
同	相生町四、九	中 田 久造	百拾參圓	元町通五、六九	同町有志代表
同	北長狹通四、七一	鄭 道 亭	百拾參圓	同 三、二七四	同町有志代表
同	南邊瀬川町一、九	中 田 久造	百拾參圓	島上町三五	同町有志代表
同	楠町二、二	松 浦 藤介	百拾參圓	磯上通八、七四	同町有志代表
同	湊町三、六	田 中 甚造	百拾參圓	松原町三一	同町有志代表
同	長田村三、一九	田 中 甚造	百拾參圓	島上町一三〇	同町有志代表
同	元町通四、六一	山 口 吉左衛門	百拾參圓		
同	榮町四、四	大 森 榮介	百拾參圓		
同	北長狹通四、七一	中 澤 政次郎	百拾參圓		

三九四

第七章 第八十五節

百圓以上軍費、恤兵獻納者

百圓	下山手通六、五四	高 橋 盛	百拾參圓	江月町九二	大橋重治郎
同	東川崎町四、九四	伊 勢 徳三郎	百拾參圓	榮町通一、丁目六八	波多野 央
同	川崎町二、六	網 谷 市三郎	百拾參圓	同	古塚 久松
同	加納町五、一五六	井 原 菊松	百拾參圓	同	吳 錦 堂
同	相生町二、九〇	新 家 定吉	百拾參圓	同	同
同	東川崎町五、六	井 上 茂	百拾參圓	同	同
同	南仲町二〇	鐵道橋樑部沖仲仕代表	百拾參圓	同	同
同	楠町三	柳 田 太七	百拾參圓	同	同
同	榮町通五、五一	前 田 宗福	百拾參圓	同	同
同	橋通二、五六	高 崎 儀一	百拾參圓	同	同
同	橋通四、八三	高 橋 政吉	百拾參圓	同	同
同	楠町五、二六	湯 山 元治	百拾參圓	同	同
同	下山手通八、六ノ六	湯 川 親造	百拾參圓	同	同
同	榮町通五、五一	西 洲 阿村田和藏外二	百拾參圓	同	同
同	片 桐 萌吉	渡 邊 尚	百拾參圓	同	同
同	宮 崎 儀一	宮 崎 儀一	百拾參圓	同	同

三九五

百圓陸	多聞通四丁目四九	河本 後進	九拾圓陸	補町四丁目二四	代表
百圓陸	榮町通二丁目七三	生島五郎兵衛	六拾圓陸	榮町通二丁目四〇	福西卯之助
百六拾七圓陸	同	同	五拾圓陸	同	同
百圓陸	水澤町三丁目五九	同	同	川崎町一九	同
百圓陸	同	同	同	同	同
百五拾圓同	三宮町二丁目一八五	同	同	荒田町三丁目一〇〇ノ三	同
百圓同	中町通二丁目六一	同	同	同	同
百圓同	多聞通四丁目四九	同	同	同	同
同	中山手通四丁目一八ノ一	同	同	同	同
參百圓同	出在家町二丁目	同	同	同	同
百參拾五圓	淡町二丁目二〇四	同	同	同	同

百圓陸	多聞通四丁目四九	河本 後進	百五拾圓陸	中町通二丁目六一	同
百圓陸	榮町通二丁目七三	生島五郎兵衛	同	多聞通四丁目四九	同
百六拾七圓陸	同	同	同	中山手通四丁目一八ノ一	同
百圓陸	水澤町三丁目五九	同	同	出在家町二丁目	同
百圓陸	同	同	同	淡町二丁目二〇四	同
百五拾圓同	三宮町二丁目一八五	同	同	同	同
百圓同	中町通二丁目六一	同	同	同	同
百圓同	多聞通四丁目四九	同	同	同	同
同	中山手通四丁目一八ノ一	同	同	同	同
參百圓同	出在家町二丁目	同	同	同	同
百參拾五圓	淡町二丁目二〇四	同	同	同	同

第八十六節 大日本武徳會

(廿七年十二月十九日現在)

大日本武徳會兵庫縣地方委員部

- 委員長 從三位勳二等 服部 一三
- 副委員長 正六位勳六等 内村 直俊
- 特別會員 十七名 正會員 五百九十名
- 賛助會員 八十七名

第八十七節 神戸市獎武會

本會は明治二十七年十二月日清戦役の際壯丁者の徴兵忌避の弊風を矯正するの目的を以て起り、後所轄師團の旨に基き軍人家族救護及壯丁教育を爲すに至れり、然れども軍人家族救護は充分なる設備なきが爲め今回の事局に就ては奉公會なるもの設立せられたり、即ち奉公會は獎武會の變體的のものにして随つて本會常議員は孰れも奉公會評議員を兼ね居れり而して其事業の重なるものを擧ぐれば

一、軍人家族救濟、慎重の調査を遂げ事情已むを得ざる者に限り相當の救助金を贈與することなし救

寄附金總累計高金壹萬參千七百五拾四圓五拾八錢
(三十八年三月十五日調)

助せし延人員三百九十餘人

二、壯丁教育 神戸市在郷軍人會と妥協し本會は普通教育を軍人會は軍人教育を分擔し一定の期間を定め各小學校等を校舎に充て普通教育は小學校教員軍事教育は豫備將校及下士之れを擔任せり
三、徴兵入營者送別 送別の式を舉げ入營前後の心得べき事項を惻篤告諭し書翰國民の心掛其他を餞別として贈る

等にして三十七年三月末現在會員數は

名譽會員

九 人

特別會員

二百五十七人

通常會員

二千二百六十四人

合計

二千五百三十八人

なり左に役員氏名並に定款、細則を掲ぐ

役員

會長 坪野平太郎 副會長 岡田 泰藏
幹事 土井吉十郎 幹事 大庭竹四郎
同 末正繁太郎 同 齋藤 正二
同 爲田喜兵衛

定 款

第一章 目的組織及名稱位置

第一條 本會は現役に服務し及戰時事變に際し應召せられたる陸海軍々人家族にして生活困難なるものを補助救済すると其軍人に對し敬愛優遇の意を表し及兵丁教育を爲すを以て目的とす

第二條 前條を施行する順序方法及補助救済等は細則を以て別に之を定む

第三條 本會を神戸市奨武會と稱し市内有志者を以て之を組織す

第四條 本會事務所は神戸市役所内に設置す

第二章 會員

第五條 本會に加入せんと欲するものは會長に申込み會員名簿に登録を請ふべし若し退會せんとするときは其旨届出べし

第六條 會長は常議員會に詢り入會の申込を拒絶し又は會員を除名することあるべし

但其理由は之を本人に告示するの責なきものとす

す

第七條 本會の會員を分つて左の三種とす

通常會員 特別會員 名譽會員

一、通常會員は本會の事業を翼賛し年々五拾錢の會費を出すものとす

二、特別會員は本會に對し一時金拾圓以上若しくは之に價する物品を寄附するものとす

三、名譽會員は本會に對し一時に金百圓以上若しくは之に價する物品を寄附するものとす

但前二項の會員は年醜金を要せず

第八條 本會員にして特殊の功勞あるものは常議員會に於て議決の上有功章を贈與すべし

第三章 役員

第九條 本會に會長一名副會長一名常議員二十五名幹事五名書記若干名及各町村に委員若干名を置く會長は神戸市長を以て之に充つ

副會長は神戸市助役を以て之に充つ

常議員は會員中より會長之を專囑し其任期を二ヶ年とす

幹事は常議員中の互選とす

委員は常議員の推選に依り會長之を囑託す

但會長以下役員は名譽職とす

書記は幹事の推薦を以て會長之を任用す

第十條 本會役員の任務は左の如し

會長 本會一切の事務を統理し總集會又常議員會の議長となる

副會長 は會長を補佐し會長事故あるときは之を代理す

幹事 會長の指揮を受け本會の庶務會計に従事す

常議員 本會經費の豫算を議定し會長及幹事の協議を受け本會の事務を補助す

委員 受持区内に係る本會の事務を補助す

書記 會長及幹事の指揮を受け計算筆記等の事に従ふ

第四章 會議

第十一條 本會の會議を分ち左の二とす

一、會員總集會 二、常議員會

第十二條 總集會は毎年 月一回之を開き其他は必

要に應じ臨時に開會することあるべし

第十三條 常議員會は定期臨時の二とし定期は毎年三月之を開き翌年度會計豫算を議定す臨時會は會長の意見又は常議員三分の一以上の請求あるときは之を開く

第十四條 本會細則の改正増補は常議員會の決議に依る

第十五條 凡そ會議は出席員半数以上の同意を以て之を決定す

第五章 會 計

第十六條 本會は左の收入を以て諸般の經費に充つ

一、會費及寄附金 一、本會基本金利息

第十七條 特別及名譽會員一時寄附金は本會の基本金とかし會費は毎年四月十月の二期に徵集するものとす

第十八條 會長に於て會費其他の金員を受領したるときは直に銀行又は郵便貯金局に預け保管の安全及増殖の途を計るべし

第十九條 會長は幹事をして經費受拂簿を作らしめ

常に其出納を明瞭にし且毎年六月に於て前年中の事務要領及前年度の諸費出納精算書を作らしめ檢閲の上常議員に報告すべし

第二十條 本會々計の整理は其年四月より翌年三月迄を以て一周年度とす

第二十一條 退會又は除名せられたるものは本會の財産に對し其有の權利を失ふものとす

第六章 附 則

第二十二條 本會々員章の圖式佩用法等は常議員會の評決を経て之を定む

第二十三條 本會定款は會員總集會に於て修正増補することを得

細 則

第一條 現役に服務し及戰時事變に際し召集せられたる陸海軍人の家族にして生活困難なるものは其狀況に應じ左の區別に従ひ救助金を給與す

但非役軍人にして本條に該當するものあるときは審査の上之を救済することあるべし

一、一人一日 金五錢乃至拾錢

二、二時救助金貳拾圓以下

第二條 本會は被救済者の狀況に依り勞力を以て家務を補助することある可し

但勞力を以て補助する方法は常議員會の決議を経て臨時之を定む

第三條 壯丁教育は現役當籤より入營までの間に於て約二箇月間之を施行す

第四條 壯丁教育に關する學課及講師囑託等一切の事項は會長に於て適宜之を定む

第五條 徵兵入營の際送別の意を表し在役中功績ある者を表彰し又は軍隊演習行軍等の節優待を爲す等の方法は常議員會の決議を経て臨機施行するものとす

第六條 急を要する場合に於て會長は常議員會の決議を経べきものを専決處分することを得

但事後常議員會へ報告し其承認を求む可し

第八十八節 神戸小銃射的會

神戸小銃射的會は明治三十一年頃斯道の同好者間已に

其萌芽を發したりと雖も其會の名義を確立して大々的飛躍を試みるに至りしは實に三十五年の八月にありと謂はざる可らず、當時古澤會長の名に依り宣言せられたる主意書は左の如し

夫れ人生の幸福は身體の健全なるに如くはなし身體の健全は體育宜しきを待身幹手足を強健ならしむるに如くはなし身幹手足を強健ならしむるは射撃、體操の二術を演練するに如くはなし而して此二術中射撃術を以て體育上の効力大なるものとす蓋し體操術の効力は身幹の發育を補け筋力を強くし手足の動作をして快活ならしむるものなりと雖も射撃術の効力は尙ほ眼力肺力を強くし且つ剛毅、勇敢、沈着の氣象を養成し姿勢を好良ならしむるものなり斯術の體育上に及ぼす効力の偉大なる斯の如し又戰術上より論ずるときは戰闘の勝敗は一に射撃の効力に依て決するものなれば平時に於ける斯術練習は一朝國難に際し國家の爲め裨益する所實に偉大なりとす從來海外各國に於て斯術の隆盛なる蓋し故あるなり

最大の利益を獲得せんとし陸海軍備を擴張して殆ど究極なく又一般國民に射撃術を奨励し軍隊以外に於て強大なる戰鬥力を養成しつゝあり獨り我軍國にして此舉あるなし是れ則ち我邦の一大缺點にして又一大弱點ありとす豈慨嘆の至りならずや若し夫れ國家事あるに際しては外進攻出戰の任は専ら常備軍隊にありと雖も内防衛干禦の任は一般國民にありとす回顧すれば二十七八年の役魯獨佛の三國同盟して我國に對し大に爲す所あらんとし我國亦大に國民を召集して大軍を編成せんとし國民亦義勇軍隊を編成し國家防衛の任に當らんことを出願せしもの多かりしに非ずや將た三十三年北清に於て團匪大に起り各國民を襲撃するに際し我國官民奮て銃器を執り軍隊の救援を得るに至るまでの間能く戦ひ能く防ぎ各官民をして惨死を免からしめたるにあらざるや將來復た此の如き時機に遭遇することなきを保すべからざる必ず近き將來にあるべし故に苟も我國民たるもの常に堅忍不撓の精神を養成し射撃を練習し身體を健全にし他日の報効を期せざるべからず是を以て我神戸小銃射的會は一般國民をして斯術練習の便を圖り且初步の射手に對しては銃器の使用法、射撃の要領を教授し以て體育を發達せしめ又剛毅、勇敢、沈着の氣象を養成せんとす大方の諸彦此主旨を賛同せられ本會をして此目的を達成せしめられんことを希ふ

古澤會長が此主意書中の末項に於て「將來復た此の如き時機に遭遇することなきを保すべからず」と言へるもの今や果然適中して日露の開戦となり、戦局の漸次發展して豫後備の就役より進んでは將來第一國民に及ぼさんとする形勢あるを見れば吾人は這般設備の洵に國家に取り有用のことたるを思はずんばならず、諸外國中殊に瑞西の如きは一般に射撃術の必要を認むる國柄なるが現今此種の會に對しては政府より特に保護を加へて益獎勵の方針に出づと聞く吾人は神戸が商業地たるの故を以て斯かる事業の兎角等閑視せらるゝは又

神戸小銃射的會々々長
從六位勳五等 古澤兵三郎

洵に已を得ざるものありと雖も而も上流社會の人士が今少しく益裁盆石等の遊樂を抛ち斯の如き健全なる娛樂的事業に注意を拂ふに至らんことを冀望して已まざるものなり事の序でに聊か所感を附記す

會の事務所は楠公社内在郷軍人會内に在りて射的場は再度道の左側神戸地方字口一里山小字草場に設けらる射的場の面積は一萬五千餘坪、射臺は幅三間長十間、射架迄二百米突の間隔を有し谷を隔て東北に向つて斜めに射撃するの構造なり、現在の會員數は約二百餘名其中役員及名譽會員には

- | | | | |
|------|-------|--------|-------|
| 幹事 | 井上永次郎 | 花岡龍次郎 | 白石米太郎 |
| | 高橋 信治 | 島中 正行 | 駒崎 秀喬 |
| | 福島岩之助 | 高橋 眞一 | 山田 磯磨 |
| 評議員 | 會 英 夏 | 馮 佐 屏 | |
| 名譽會員 | 生島五兵衛 | 武田千代三郎 | 川崎芳太郎 |
| | 服部 一三 | 田代 郁彦 | 坪野平太郎 |
| | 鳴瀧 幸恭 | 中村 兼彌 | 漆畑 春吉 |
| | 松方幸次郎 | 瀬川 幸吉 | |

會則の概要を摘記すれば

一本會の目的は何人を問はず射撃術を研磨せしめ且體育の發達を圖り堅忍不撓の精神を涵養するを以て目的とす

一本會射場内に二百メートル實彈射撃場及旅鳥射撃場の設けあり

一射撃未熟者には銃器及彈藥の構造、使用法、射撃の要領、射撃の姿勢、又は射撃の補助たる體操を教授す

一射撃の教習は毎日曜日午前八時より開始す

但會員任意の練習は何日にも隨意とす

一練習用銃器は本會より無料貸與す

但し彈藥代は實費自辨のこと

一本會會員は毎月拾錢以上の維持費を前納するものとす

但し毎月金五拾錢以上の出費者には本會より競射會毎に優待券を贈與す

一毎月第二日曜日に競點射撃會を舉行し成績優等の者には賞品及賞状を授與す

但し當日雨天なれば次の日曜日に順延す

本會に於ける春秋二期の大射會には例年第四及第十師團の將校下士卒其他射會の選手各地より參集して盛會を極め市内の紳士、新聞社等より競ふて賞品を贈るを常とするも昨今兩年は日露戦争の爲射手多く戦地に赴き大會を開くに至らず、今三十六年度春秋二期の大會に於ける最高得點者の氏名及得點を掲げて讀者に示さん

春 期 大 會 (三十六年)

- 四十七點 下山手通三丁目三六番 白石米太郎
- 四十二點 歩兵第十聯隊十二中隊曹長 眞田 常藏
- 四十七點 原田 仁藏
- 但五十點を以て満點とす
- 秋 期 大 會 (同上)
- 五十八點 シーク、フリース射會 白石米太郎
- 五十八點 眞田 常藏
- 五十七點 眞田 常藏
- 五十六點 歩兵第三十七聯隊十一中隊曹長 山本源之助
- 五十六點 眞田 常藏

- 五十六點 歩兵第三十七聯隊第四中隊曹長 浦濱 幾松
- 五十六點 歩兵第三十七聯隊二中隊一等卒 佐々木國太郎
- 五十五點 歩兵第三十七聯隊九中隊特務曹長 中井熊太郎
- 五十五點 騎兵第十聯隊 少 佐 久留三男三
- 五十五點 歩兵第十聯隊 少 佐 和田音五郎
- 五十五點 歩兵第三十七聯隊 大 尉 有川 茂一
- 五十五點 歩兵第三十七聯隊六中隊上等兵 前田 留楠
- 五十四點 歩兵第三十九聯隊九中隊伍長 大前徳三郎
- 五十四點 歩兵第二十聯隊 大 尉 古賀 太吉
- 五十四點 歩兵第三十七聯隊六中隊上等兵 龜田 恒藏
- 五十四點 歩兵第十聯隊十二中隊一等卒 太田 甚七
- 五十四點 歩兵第三十七聯隊六中隊特務曹長 山田 忠宜
- 五十四點 歩兵第二十聯隊十中隊上等兵 甲賀民之助
- 五十四點 歩兵第二十聯隊三中隊曹長 明石 熊藏
- 五十四點 眞田 常藏
- 但六十點を以て満點とす

春秋大會に於ては充分なる調査を遂げざるも秋季に於ける出席の射手三百二十四名射撃回数五百九十四回の

内五十四點以上の點數を得たるものは悉く以上に網羅したり是等の中軍人射手は今や孰れも戦地に在つて苦難と勁敵とに戦ひ各其妙技を發揮し或ひは戦死負傷等をなせるもあるべく、驚康勝氏の如きは事訛傳に聞せしやも測り難きも兎に角金州九事件の際廣く其名を知られたる一人なり、終りに特書すべきは本會は神戸在留清國人の多大なる賛助金に依り其大部を支持すと云ふも過言にあらずして他の外國人よりも相應の寄附を受け居り肝腎の日本人側に於て却て出金者の勢きは同胞の愧づべき事柄にして宜しく役員諸氏の緊揮一番を望むものなり

第八十九節 神戸放鳥射撃會

神戸放鳥射撃會は事務所を相生町四丁目三百六十一番屋敷に置き射撃場は奥平野村字口一里山の内天王谷に在り、開場期間は毎年獵期間のみを除き四月十五日より十月十五日迄の六ヶ月とす

本會の起源は明治二十六年四月現今本會評議員の一人たる生垣幸三郎氏が新狩獵方法の發達を圖り兼ねて武士的尙武の氣象を振興養成するの目的を以て苦辛經營

單獨千有餘金を投じ射撃場を諏訪山麓に開設したるに始まり、其後種々の事情より不幸にも一時中絶の姿となりたるが三十年五月に至り神戸の狩獵界は更に其必要を認め氏の外に井戸里吉、大槻貞夫、向井正太郎、江馬賤男、駒崎秀喬、近野武吉、平野嘉七郎、富永彌四郎、三谷種吉の諸氏協力一致本會を再興して同年六月今の射撃場を開設し三十八年一月に於ては其會員數五十名を越ゆるに至る、三十七年前會長須藤眞正副會長大槻貞夫兩氏辭任し本書脱稿迄に未だ其後任者を見ざりき幹事は

- 羽山 鎭吉 藤本太次郎 水澤郁太郎

の三氏現に其職に在り、會費は普通一ヶ年貳圓五拾錢となし新たに加入するものは外に入會金壹圓を要す、本會は射撃獎勵の目的を以て年一回若くは二回宛懸賞大會を開き射手として名あるものは大抵其都度參集するを例とす、毎年開場中月次會は第一及第三日曜日、於て開會せられ平時は隨時射術の練習をなす、外國人にして會員たるもの現今十餘名あり會員中當時好射手の名を博し居るは羽山鎭吉、尾崎岩吉氏等ならんか

第九十節 擊劍家及柔術家

柔術指南家

槽町一丁目一八六 起刀流、竹内流
 兵庫宮前町 起刀流
 布引通道 不遜流
 駒ヶ林村 起刀流
 大開道三丁目 高木流
 槽町四丁目 同
 井合小野 天神流、揚流
 花隈町 揚心流

劍術指南家

長田村 無外流、津田一傳流
 東川崎町六丁目一二直心流、鏡新明知流
 淺町一丁目
 相生町四丁目 直心影流
 水通五丁目 関口至心流
 元町通二丁目 無外流
 入江通四丁目 鏡新明知流

精武館

藤田軍造
 大塚仲次郎
 武勇 田中巳三郎
 柳 本
 尚松 本吉藏
 谷 常次郎
 小角彌三郎
 三木政助
 知進館
 高橋 赴太郎
 光武館
 園部 正利
 竹田 長平
 佐山 捨吉
 榊木 森太郎
 武榊 澤
 大山 元義

薙刀指南家

東川崎町六丁目一二直心柳影流
 北野町三丁目 杏家
 橋通四丁目 劍舞指南家
 槽町四丁目 千心流

光武館

園部 秀雄女
 佐伯 小彌太
 藤田 南海
 岸本 卯之助

神戸港終

第九十節 擊劍家及柔術家

柔術指南家

楠町一丁目一八六 起刀流、竹内流
 兵庫宮前町 起刀流
 布引瀧道 不選流
 駒ヶ林村 起刀流
 大開通三丁目 高木流
 楠町四丁目 同
 井合小野 天神真場流
 花隈町 揚心流
 長田村 無外流、津田一傳流
 東川崎町六丁目一三 直心流、鏡新明知流
 湊町一丁目
 相生町四丁目 直心影流
 水木通五丁目 關口至心流
 元町通二丁目 無外流
 入江通四丁目 鏡新明知流

劍術指南家

精武館 藤田軍造
 大塚仲次郎
 武勇館 田中巳三郎
 柳 本藏
 松本 吉藏
 尚武館 谷常次郎
 小角彌三郎
 三木政助
 知進館 高橋越太郎
 光武館 園部正利
 竹田長平
 佐山捨吉
 榊木森太郎
 榊澤 武揚
 大山元義

薙刀指南家

東川崎町六丁目一三 直心柳影流
 弓術家
 北野町三丁目 書家
 劍舞指南家
 楠通四丁目 菊水流
 楠町四丁目 千心流

光武館 園部秀雄女

佐伯小彌太

藤田南海 岸本卯之助

神戶港終

附

錄

附錄

神戸に關する古人の吟詠

楠公碑文

明徵士朱舜水

忠孝著于天下、日月麗乎天、天地無日月、則晦蒙否塞、人心廢忠孝、則亂賊相尋、乾坤反覆、余聞楠公諱正成者、忠勇節烈、國士無雙、蒐其行事、不可概見、大抵公之用兵、審強弱之勢於幾先、決成敗之機於呼吸、知人善任、體士推誠、是以謀無不中、而戰無不克、誓心天地、金石不渝、不為利回、不為害戕、故能興復王室、還於舊都、諺曰前門拒狼、後門進虎、廟謨不臧、元兇接踵、殺國儲、傾移錦箴、功垂成而震主、策雖善、而弗庸、自古未有、元師妬前、庸臣專斷、而大將能立功於外者、卒之以身許國、之死靡恤、觀其臨終訓、子從容就義、託孤寄命、言不及私、自非精忠貫日、能如是整而暇乎、父子兄弟、世篤忠貞、節孝萃於一門、盛矣哉、至令王公大人、以及里巷之士、交口而誦說之不衰、其必有太過人者、惜

哉載筆者、無所考信、不能發揚其盛美大德耳、

右故河攝泉三州守贈正三位近衛中將楠公贊、明徵士舜水朱之瑜字魯瑛之所撰勸代碑文、以垂不朽、

題楠廷尉墓

杉庚中

偏勤王事、遂無違、致命弟兄心相依、今看田間餘墓石、離々黍黍淚霑衣、

春日經湊川題楠公墓

箕山熊尚之

遠說臥龍絕古今、元弘危急存亡任、暗振奇策倚金嶺、巧用英謀屯笠岑、諸葛一身驅武節、連楠三葉富忠臣、堪憐古墳松間下、百轉鶯歌自好音、

題楠公墓

草場船山

五畿山勢似奔波、一水南流是湊河、河水空枯山鎮在、嗚呼碑畔夕陽多、

同

齋藤竹堂

白日蕭蕭渡湊河、西風吹動鬢參沙、平生不灑半行淚、偏向楠公墓畔多、

楠公墓下作

有馬賴永

三過忠臣楠氏墓、對公默誓我誠心、一言欲述延元事、憤意塞胸淚滿襟、

附錄 神戸に關する古人の吟詠

宿生田

菅茶山

千歲恩暫兩不存、風雲長爲吊忠魂、客窓一夜聽松韻、

月暗楠公墓畔村、

釋月性

兵庫津東是淡川、微軀願向水邊捐、勤王一戰死埋骨、

便與楠公共墓田、

鍋島藍山

楠公忠義赫無儔、墓表千言似贅疣、別有大碑銘得固、

摩耶山登淡川流、

賴山陽

東海大魚奮龍尾、蹴起黑波汗翻衣、隱島風雲何慘

毒、六十餘州總鬼虺、誰將隻手排妖氣、身當百方時關

軍、揮戈擬招虞淵日、執甲同副即黑雲、關西自有男子

東向寧爲降將軍、旋乾轉坤管值遇、酒掃荒道迎盤

駱、論功唯陽最有力、李郭何必安天步、出將入相位

未班、前狼後虎事復艱、獻策天關何得達、委身賊

刃重不還、且餘兒輩繼微志、全家骨肉成王事、非

有南柯存舊根、偏安北闕向何地、攝山逶迤海水碧、

吾來下馬兵庫驛、想見訣兒呼弟來、戰此、刀折矢盡臣

事畢、北向再拜天日陰、七生人間滅此賊、碧血凝化五

百歲、茫茫春燕長燕麥、君不見君臣相鬪骨肉相吞、九

葉十三世何所存、何如忠臣孝子萃一門、萬世之下一片

石、長留英雄之淚痕、

篠崎小竹

兵機妙用恰如神、自是中興第一人、可憐君王無皂白、

梁川星嚴

令臣累世作忠臣、

口羽夏庵

煌々銘字剩貞珉、三世難王無等倫、猶是淡川橋下水、

森春壽

寒聲咽切哭忠臣、

廣嚴寺境內楠公塚上老梅、藤堂某翁

前狼後虎事紛々、勞戰心知難策勳、全族殺身扶正氣、

七生存、憾掃妖氣、威靈永護南山月、魂魄空迷北闕雲、

讀史多年燈下淚、即今來吊酒碑文、

笠置山寒駱一邱、延元陵古水東流、南朝無限傷心淚、瀧

向楠公墓畔秋、

楠公墳上株梅、元祿年間此處栽、精忠猶守當時節、歲々

南枝向日開、

布引溫泉

失名氏

溫泉宜暖溫泉涼、更看樓臺貯玉漿、笑殺當年洛沂客、未

知神港有仙鄉、

同

豈置樓臺風物新、光景也適養天真、山腰神井山頭瀑、洗

却人間界裏塵、

同

諏訪山溫泉

同

諏訪山頭夕日曛、且登高閣望氤氳、汽船看過茅洋去、一

道殘煙作暮雲、

同

清盛塚

同

身後空留土一丘、攝山風月使人愁、誰知掌大孤墳主、

宗族皆遷六十州、

同

不似陳頭射鵝年、秦平風物自融然、夜來更有燈光閃、

照盡米英魯佛船、

同

東坑池村平知章卿墓

賴山陽

双墳相對萬年愁、右是河州左武州、家國恩深兩未報、

經過此路廿餘秋、

同

同

失名氏

子代親云死、親捐子而逃、兩双能處戰、平族爲之憂、

神戶

廣瀬青村

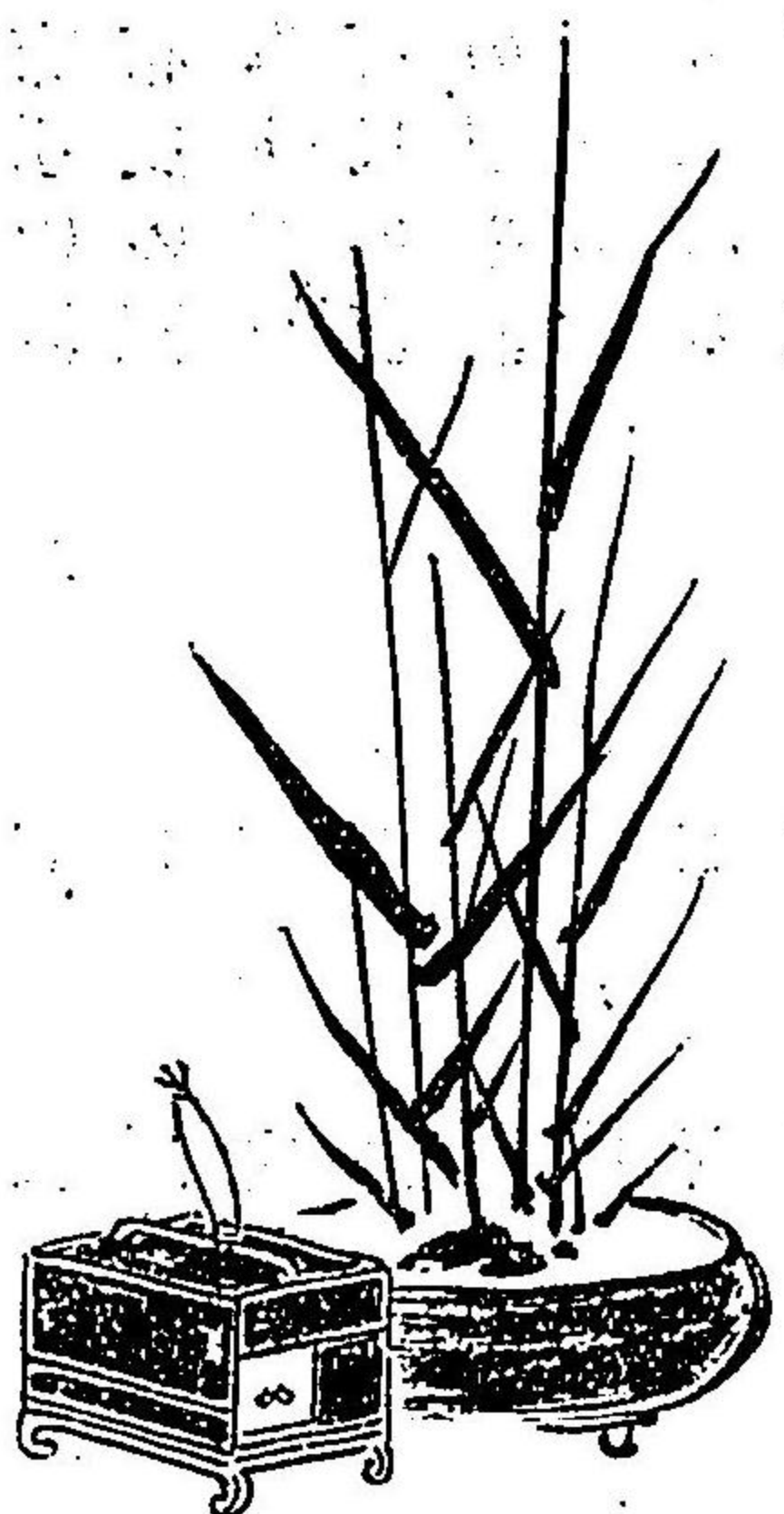
一自和親接外蕃、節旄往復事紛煩、佛郎船尾羅文船、

來驚嗚呼碑畔村、

賴山陽

歌神祠外起曉煙、舞妓灣頭酒如泉、借問行人有何急、

欲乘兵庫一番船、



みさこいる渚沙の入江に滿沙の辛しや人に忘らるゝ身そ
戀をのみすさの入江に住む魚の浮ぬ沈ぬ味氣なき世や
後 年を経て濁たにせぬ佐比江には玉藻かり得て今そすむへき
兵庫監紅おしろいの花の顔さひ江といへど日々にあたらし
萬 葉 此の浦泊なるらしいさりする海士の釣船波間より見ゆ
本尊は釋迦か阿彌陀かもみち哉
友まつと見へす紅葉に一人かな
琴の音に引てくらへん琵琶塚の梢にひく松風の音
琵琶塚や草のかげよりむししの聲
紀の海の阿淡に流るゝ月夜かな
花鳥のそろへば春のくるゝかな

須佐野 愛蓮法師
同 家 忠 隆
佐比江 讀 人 不 知 岑
同 武庫 人 不 知 水
同 禪昌寺 瓢 水 磨
同 琵琶塚 讀 人 不 知 水
同 碑 讀 人 不 知 水
諏訪山碑面
來迎寺内碑面



神戶港規程

明治三十一年十月神戶港務局告示第一號

第一條 神戶港ノ經界ハ北東ハ脇ノ濱ニ建設シタル頭部圓形赤白色ニ基ノ立標ヲ一線ニ見タルモノトシ南西ハ和田岬ニ建設シタル頭部圓形赤白色ニ基ノ立標ヲ一線ニ見タルモノトス
第二條 神戶港内ヲ三區ニ分テ第五條ニ規定スル航路ヲ除キ軍艦商船及雜種船ノ碇泊所トス
一 第一區ハ海上ヨリ湊川崎東端ニ建設シタル頭部圓形赤白色立標ヲ北八十五度西(磁針方位)ニ見タル一線ヨリ北方一圓トス
二 第二區ハ海上ヨリ前記ノ立標ヲ北八十五度西(磁針方位)ニ見タル一線ト同立標ヲ北五度東(磁針方位)ニ見タル一線トノ中間トス
三 第三區ハ海上ヨリ前記ノ立標ヲ北五度東(磁針方位)ニ見タル一線ヨリ西方一圓トス
第三條 前條ニ定ムル第一區及第三區ヲ商船及雜種船ノ碇泊所トシ第二區ヲ軍艦ノ碇泊所トス但小形水雷艇ハ兵庫運河ノ北口ヨリ南方及米利堅波止場ヨリ東

方稅關物揚場入口マデノ海岸ニ沿フテ碇泊スルコトヲ得

港内第一區ノ極東部ト第三區ノ極南部ヲ帆船及容易ニ燃燒スベキ物料ヲ搭載セル船舶ノ碇泊所ニ充ツ
第四條 雜種小形船ハ第一區及第三區ノ海岸ニ沿フテ碇泊スベシ
第五條 港内航路ヲ分テ左ノ三種トシ總噸數六百噸以下ノ汽船ニシテ神戶西波止場及兵庫陸揚場又ハ其附近ニ往復スルモノハ左ノ航路ヲ取ルベシ
一、第一種航路ハ湊川尻北岸ニ建設シタル頭部三角形ニ基ノ白色立標ヲ海上ヨリ北西(磁針方位)ニ見通シタル一直線ト同所南岸ニ建設シタル頭部三角形ニ基ノ赤色立標ヲ海上ヨリ北西(磁針方位)ニ見通シタル一直線トノ一鏈間トス
二、第二種航路ハ辨天濱防破堤端ト同所海岸北端ニ建設シタル頭部三角形ニ基ノ白色立標ヲ第一種航路ヨリ北十五度西(磁針方位)ニ見通シタル一線ノ東方半鏈間トス
三、第三種航路ハ兵庫陸揚場附近ニ建設シタル頭部

三角形二基ノ赤色立標ヲ第一種航路ヨリ西(磁針方位)ニ見通シタル一直線ノ南方半鐘間トス

第六條 總噸數六百噸以下ノ汽船帆船等ニシテ第二種航路運航ニ際シ川崎造船所船渠ノ埠頭ニ設置シタル旗竿ニILFノ萬國信號旗ヲ掲ゲタルトキハ第二種航路外ヲ通過スベシ

夜間紅白線ノ三燈ヲ各二間宛隔テ縦ニ連掲シタルトキ亦同シ明治三十七年三月兵庫艦告第八十一號ヲ以テ追加

第七條 汽船神戶港内ヲ運航スルトキハ船ノ安全ナル針路ヲ保ツニ足ル速力ニ止ムベシ又帆船ハ帆ヲ減ジテ徐行シ若ハ曳船ヲ用ユベシ

第八條 第五條第一項ニ示定シタル汽船ニシテ海上ヨリ兵庫陸揚場ニ至ラントスルニ際シ神戸西波止場ヨリ海上ニ向ヒ運航スル同種ノ船舶ト湊川崎附近ニ於テ行進フトキハ汽笛短聲ヲ四發シテ其ノ兵庫陸揚場ニ至ルベキコトヲ他船ニ示スベシ且事宜ニ依リ速力ヲ緩メ又ハ機關ヲ停止シ若ハ後退スベシ
第九條 總テ船舶ハ衝突ノ虞アルトキハ航路ヲ横切り或ハ之ニ進入スベカラズ

第十條 總テ船舶ハ衝突ノ虞アルトキハ港界内ニ於テ追越ヲナシ又ハ並行スベカラズ

第十一條 總テ船舶ハ港界内ニ於テハ他船ノ後部ニ接近シテ運航シ又ハ他船ノ前路ヲ横切ルヲ得ズ

第十二條 總テ船舶ハ互ニ運航及投錨ヲ妨害スベカラズ

第十三條 入港ノ船舶港長ノ指定シタル泊船所ニ到着シタルトキハ常ニ雙錨ヲ投ジテ碇泊スベシ但定期郵便汽船又ハ定期汽船ニシテ六時間以内ニ出帆セントスルモノハ港長ノ許可ヲ得單錨ヲ投ジテ碇泊スルコトヲ得

第十四條 爆發物若ハ容易ニ燃燒スベキ物料ヲ搭載シタル船舶ハ和田岬ノ東北港界外ニ於テ港長ノ指揮ヲ待ツベシ

第十五條 汽船港界内ニ於テ曳船ヲ爲サントスル時ハ特ニ港務局ノ允許ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外左ノ制限ニ從フベシ
一、荷船及端艇ヲ曳ク時ハ曳船ノ艦ヨリ被曳船ノ船尾ニ至ルマデノ距離三百五十尺ヲ越ユベカラズ

三、荷船又ハ端艇ハ二艘ヲ限り並列シテ曳クヲ得

三、航洋船ハ一艘以上ヲ曳クコトヲ得ズ

第十六條 總テ船舶ハ波止場若ハ運河ノ入口又ハ船渠及棧橋等ノ附近ニ停留スベカラズ但波止場運河若ハ船渠ニ進入シ又ハ棧橋ヲ使用セントスルモノハ此限ニアラズ

第十七條 總テ荷船及端艇又ハ汽艇ハ止ムヲ得ザル場合ノ外船舶ノ後部ニ繫留スベカラズ

第十八條 總テ位置ヲ變更セントスル船舶網ヲ浮標ニ其他棧橋等ニ執ルニ際シ必要外ニ之ヲ延長スベカラズ又必要ノ時間外ニ涉ルコトヲ得ズ

第十九條 總テ船舶ハ碇泊中軍艦ヲ除クノ外「スウキ」ンギングブームヲ用ユルコトヲ得ズ

第二十條 警報其他船舶ニ對スル信號ハ湊川尻ニ建設シタル黄色塗擬橋ニ之ヲ掲グ

第二十一條 繫船浮標ニ繫留スル船舶荒天ニ際シ尙ホ本船ノ錨ヲ投ゼントスルトキハ該浮標ニ結着シタル錨鎖ヲ延長シタル後投錨スベシ

第二十二條 港界内ニアル船舶風波其他災害ノ爲メニ

避難セントスル場合ニハ港務局ノ許可ヲ待タズシテ適宜ノ錨地ニ就クコトヲ得

第二十三條 日没後來着シタル船舶ハ日出マデ港界外ニ於テ航路ヲ避ケ停留スベシ但定期郵便汽船其他ノ船舶ニシテ豫メ港長ヨリ繫船浮標若ハ泊船所ノ示定ヲ受ケタルモノハ天候其他ノ事情ニ於テ許ス限リハ直ニ之ニ向テ進入スルコトヲ得

第二十四條 港内碇泊若ハ運航ニ關シテハ本規程ニ定ムルモノ、外海上衝突豫防法ニ依ルベシ

開 港 港 則

明治三十一年七月勅令第一三九號公布明治三十二年八月勅令第三六〇號明治三十二年十月勅令第四〇三號ニテ追加及明治三十三年勅令第二五二號ニテ改正

第一條 左ニ記載スル外國通商ヲ許シタル諸港ノ經界ハ左ノ如ク之ヲ定ム

橫濱港(略之)

神戸ノ港界ハ脇ノ濱ノ東角ヨリ正南ニ引キタル一線ト和田岬ヨリ北東ニ引キタル他ノ一線トノ二線ヲ經界トナシタル面積内

新海港以下(略之)

第二條 各船舶ハ入港スルニ當リ其國旗及信號符字ヲ掲グベシ定期郵便船ハ會社旗ヲ以テ信號符字ニ代用スルコトヲ得

右國旗及信號符字又ハ會社旗ハ船舶ノ着港ヲ港長ニ届出タル後ニアラザレバ之ヲ引下スベカラズ

着港届ハ日曜日及大祭日ヲ除クノ外着港後二十四時間内ニ之ヲ差出スベシ但シ着港届ヲ差出シタル後ニアラザレバ如何ナル船舶タリトモ税關手續ノ便利ヲ與ヘザルモノトス

第三條 各船長ハ其着港ニ際シ自由交通ノ許可ヲ受クルマデハ其船舶ト他ノ船舶或ハ陸地トノ間ニ於ケル一切ノ交通ヲ差止ムベシ

第四條 港長ノ端艇ハ港ノ入口近傍ニ出向キ居リ港長ハ各船舶ノ入港スルニ當リ其泊船所ヲ示定スベシ而シテ各船舶ハ止ムコトヲ得ザル場合ヲ除クノ外特許ナクシテ其泊船所ヲ去ルベカラズ但シ港長ニ於テ必要ト認ムルトキハ船舶ヲシテ其泊船所ヲ移サシムルコトヲ得

第五條 港長ハ其執務ノ間常ニ制服ヲ着ケ其端艇ニハ別紙雛形ノ如キ旗ヲ掲グベシ港長ハ何時タリトモ船舶ノ運動繫船ノ適否及碇泊所ニ關スル指揮ガ果シテ實行セラレ居ルヤ否ヲ検査スルコトヲ得

第六條 如何ナル船舶モ公ケノ航路ニ投錨シ若クハ其他航海ノ自由ヲ障礙スベカラズ

「デブ、ブームス」ガ航海ノ自由ヲ障礙スルトキハ港長ノ請求ニ從ヒ之ヲ取込ムベシ

第七條 港界内ニ碇泊シ又ハ運航スル各船舶ハ日没ト日出ノ間ニハ海上衝突豫防ニ關スル法令ニ規定シタル各種ノ船燈ヲ掲グベシ

第八條 暴風雨ノ來ラムトスルトキ或ハ警報信號ヲ掲グタルトキハ各船舶ニ於テ直ニ一個又ハ一個以上ノ豫備錨ヲ投下スルノ準備ヲ爲スベシ尤モ汽船ハ此外別ニ蒸氣ヲ發生セシムベシ

第九條 常用ニ超過シ爆發物又ハ容易ニ燃燒スベキ物料ヲ積載シタル一切ノ船舶ハ港界外ニ來リ其處ニテ港長ノ指揮ヲ待ツベシ斯ク指揮ヲ待ツ間右船舶ハ日

出ト日没ノ間ニハBノ信號日没ト日出ノ間ニハ紅燈ヲ前橋ノ頂上ニ掲グベシ各船舶ハ港長ノ指定シタル場所ニアラザレバ前記ノ物料ヲ積入レ又ハ荷卸スベカラズ

港長ハ港界内ニ於テ前項ノ場所ヲ指定シ難シト認ムルトキハ港界外ニ於テ適當ノ場所ヲ指定スルコトヲ得

前項ニ依リ指定シタル場所ハ港界内ニ在ルモイト看做ス

第十條 休業中又ハ修繕中ノ船舶及總テ「ヤット」倉庫船、貨船及端艇等ハ特ニ港長ノ指定シタル泊船所ニ碇泊スベシ

第十一條 船舶ガ港界内ニ於テ火ヲ失シタルトキハ救援ノ來ルマデ船鐘ヲ打鳴スベシ且ツ日出ト日没ノ間ニハNMノ信號ヲ掲グ日没ト日出ノ間ニハ斷ヘズ紅燈ヲ上下スベシ

警察官ノ救援ヲ要スルトキハ日出ト日没ノ間ニハGノ信號ヲ掲グ日没ト日出ノ間ニハ藍火若クハ閃火ヲ示スベシ

前記ノ如キ信號ニ用ユル場合ノ外港長ノ允許ヲ得ルニアラザレバ港界内ニ於テ銃砲及煙火等ヲ發スルコトヲ得ズ

第十二條 帝國政府ニ於テ流行病若クハ傳染病(鼠疫、黃熱、猩紅熱)ノアル地ト布告シタル地ヨリ來着シ又ハ航海中船中ニ該病アリタル船舶ハ港界外ニ來リ日出ト日没ノ間ニハ黃旗ヲ日没ト日出ノ間ニハ紅白二燈ヲ上下ニ連テ前橋ノ頂上ニ掲グベシ又前記ノ船舶ハ當該衛生官吏ノ臨檢ヲ受クベシ

衛生官吏臨檢ノ爲メ其船舶ニ近寄リタルトキハ適當ノ豫防ヲ施シ得ル爲メニ航海中現ニ該病發生ノ有無及該病ノ性質如何ヲ該官吏ニ通知スベシ

右船舶ハ自由交通ノ允許ヲ受クルマデ黃旗若クハ前記ノ燈火ヲ引下スベカラズ且當該衛生官吏ノ允許ヲ得ルニアラザレバ何人タリトモ上陸セシメ又ハ一切他ノ船舶ト交通スルヲ許サズ

前數項ノ規定ハ港界内ニ碇泊スル船舶中ニ於テ前記ノ流行病及傳染病ノ内何病ニテモ發生シタルトキニ之ヲ適用ス

右船舶ハ港長ヨリ其旨命令ニ接スルトキハ其泊船所ヲ移轉スベシ

牛羊等傳染病アル地ヨリ來着シ又ハ航海中該病ヲ發生シタル船舶ハ當該衛生官吏ノ允許ヲ得ルニアラザレバ牛羊等又ハ其死體、皮革又ハ骨ヲ陸揚シ又ハ他船ニ積換ユルコトヲ許サズ

第十三條 港界内ニ於テ死體、荷足、灰燼、塵芥等ヲ海中ニ投棄スベカラズ

石炭、荷足、其他之ニ類スル物料ヲ積卸スルトキハ其海中ニ脱落スルヲ防グ爲メ必要ノ豫防ヲ爲スベシ何船舶ニテモ港ニ害アル一切ノ物料ヲ海中ニ投棄シ又ハ怠慢ニ依リ脱落セシメタルトキハ港長ヨリ其旨命令ニ接セバ該船舶ニ於テ之ヲ取除クベシ若シ取除カザルニ於テハ港長ハ該船舶ノ費用ヲ以テ之ヲ取除カシムルコトヲ得

第十四條 船舶出港セントスルトキハ其旨港務局ニ届出テ且出帆旗ヲ引揚グベシ一定ノ時日ニ出帆スル汽船ハ其着港及出帆ニ對シ單ニ一回ノ届出ヲ爲スヲ以

テ足レリトス

第十五條 一港内又ハ其附近ノ公ケノ航路ノ防害トナルベキ總テノ難破物又ハ其他ノ物件ハ港長ノ指定セル時間内ニ其所有主ニ於テ之ヲ取除クベシ若シ港長ノ指定セル時間内ニ此命令ヲ遵行セザルニ於テハ港長ハ所有主ノ費用ヲ以テ之ヲ取除カシメ又ハ破壊セシムルコトヲ得

第十六條 港務局ハ定期郵便汽船ヲ爲メ適切ニシテ且充分ナル浮標ノ繫船器若干ヲ備ヘ置キ之ヲ使用スル所ノ船舶ヲシテ成規ノ使用料ヲ拂ハシムベシ

第十七條 燈船、信號用浮標又ハ立標ニハ鏈、綱其他ノ器具ヲ繫グベカラズ
船舶若シ燈船、浮標、立標、埠頭及其他ノ造營物ニ乗掛ケ又ハ之ヲ毀損シタルトキハ其修繕又ハ再設ノ爲メニ必要ノ費用ハ該船舶ニ於テ之ヲ支辨スベシ

第十八條 本則ノ規定ヲ犯シタルモノハ貳圓以上貳百圓以下ノ罰金ニ處ス
第十九條 船舶ニ科スル罰金、使用料又ハ費用ニ付テ

ハ船長モ亦其責ヲ負フモノトス

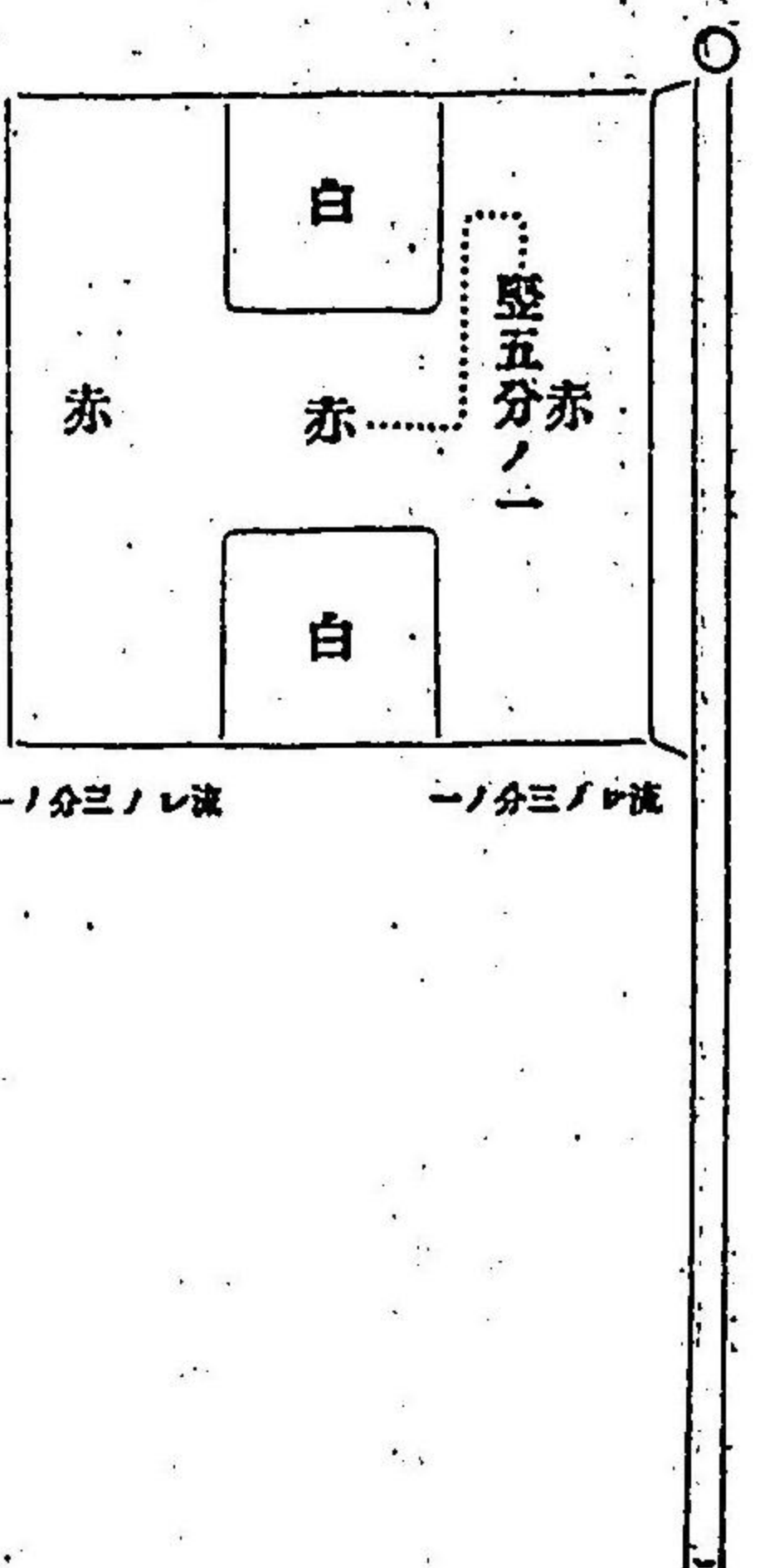
第二十條 本則ニ依リ船舶ニ科シタル罰金使用料又ハ費用ヲ完納スルカ或ハ之ニ對シ港長ノ満足スベキ擔保物ヲ港長ニ差出スニアラザレバ其船舶ノ出港ヲ許サズ

第二十一條 本則ニ於テ港長ト稱スルハ助役及代理者ヲモ包含シ船長ト稱スルハ其名稱ノ何タルヲ問ハズ船舶ヲ指揮監督スル者ノ義ニシテ港ト稱スルハ本則第一條中ニ列記セル諸港ノ一ヲ指ス

第二十二條 各港ニ於テ其一部分ヲ軍艦ノ碇泊所トシテ取除ケ置クベシ

第二十三條 本則ノ規定中軍艦ニ適用セラルベキモノハ第四第六第十二條第二十一條ノ規定及第十三條第一項及二項ノ規定ニ限ル
第二十四條 本則施行ノ時期及場所ハ遞信大臣之ヲ告示ス
本則實施ニ關スル細則ハ遞信大臣之ヲ發布ス
第五條ノ旗章確形

附錄 遞信省告示第二百三十一號



遞信省告示第二百三十一號

明治三十一年九月

明治三十一年勅令第三百二十九號開港々則ハ來ル十月十日ヨリ橫濱港ニ同十一月一日ヨリ神戸港及長崎港ニ之ヲ實施ス

開港々則施行細則

明治三十一年九月遞信省令第一六號發布明治三十二年七月遞信省令第三三號及明治三十四年七月遞信省令第三〇號ニテ改正
第一條 港務局官吏船舶ニ臨檢シタルトキハ檢疫ニ關スル許可證ヲ査閱スベシ

- 第二條 港長ノ示定シタル泊船所ヲ移轉セントスルトキハ船長ハ願書ヲ港務局ニ差出シ豫メ允許ヲ受クベシ
- 第三條 船舶ノ着港届ハ第一號書式ニ依リ港務局ニ差出スベシ
- 第四條 開港々則第九條ニ於テ爆發物ト稱スルハ「ブラスチング、セラチン、彈藥包、爆發管、ダイナマイト、煙火、導火管、ゼリグナイト、ナイトログリセリン、火柴、棉火藥、無煙火藥、雷管ノ類ヲ謂ヒ容易ニ燃燒スベキ物料ト稱スルハ生石油(アルマ油、クワン油)石油、「ナフタ」、的列底油、依的兒、偏蘇爾、石油偏陳、「アセトン」、酒精、及硫化炭素ノ類其他華氏九十五度以下ノ熱度ニ依リ發火スベキ氣體ヲ發スルモノヲ謂フ
- 第五條 船舶ニ設備スル大砲一門毎ニ火藥五十發分導火管類七十箇、小銃一挺毎ニ火藥百發分雷管百五十箇及信號用ノ榴彈、火箭、焰管、救命焰ヲ除クノ外爆發質ノ物料ハ總テ之ヲ常用外ト看做ス
- 第六條 船舶ノ外總テ之ヲ常用外ト看做ス
- 第七條 港界内ニ於テ船舶ヲ休繋シ又ハ修繕セントスルトキハ豫メ其旨ヲ港務局ニ届出ヅベシ
- 第八條 開港々則第十二條第六項ノ船舶及碇泊中獸類傳染病ノ發生シタル船舶ハ速ニ其旨ヲ港務局ニ届出ヅベシ
- 第九條 動物ノ死體、灰燼、塵芥等ヲ取棄ントスル船舶ハ港務局ニ於テ承認シタル塵船ヲ使用スベシ
- 第十條 繫船浮標ヲ使用セントスル船舶ハ豫メ港務局ノ允許ヲ受クベシ
- 第十一條 繫船浮標使用ノ規程ハ別ニ之ヲ定ム
- 第十二條 繫船浮標使用ノ允許ヲ受ケタル船舶ハ港長

- ノ指定シタル繫船浮標ニ限リ之ヲ使用スルコトヲ得
 - 港長ハ必要ニ依リ使用スベキ浮標ノ變更ヲ命ズルコトヲ得
 - 第十二條 船舶出港セントスルトキハ第四號書式ノ出港届ヲ港務局ニ差出スベシ
 - 第十三條 一定ノ日時ニ發着スル汽船ニシテ其着港及出港ニ付一回ノ届出ヲ爲ス者ハ第六號書式ニ依ルベシ
 - 第十四條 出港シタル船舶避難修繕其他事故ノ爲メ出港後十二時間内ニ歸港シタルトキハ其事由ヲ記載シタル届書ヲ港務局ニ差出シ着港届ニ代フルコトヲ得
 - 第十五條 開港々則第二十條ニ規定スル擔保物ハ帝國ノ通貨及帝國政府ノ公債證書ニ限ル
 - 第十六條 本則ノ規定ハ第二條第八條及第九條ヲ除クノ外軍艦ニハ之ヲ適用セズ
 - 第十七條 第一條ノ規定ハ沿海通航船ニハ之ヲ適用セズ
 - 第十八條 船籍證書ヲ受有スルニ及バザル船舶及一定ノ港津間ニ往復スル積量百噸以下ノ沿海通航船ハ船
- 主ヨリ豫メ港務局ニ届出テ允許ヲ受ケタルニ於テハ第三條及第十二條第二項ノ手續ヲ省略スルコトヲ得
- 第十九條 警報信號、正午標準時、港界内ノ港路、泊船所、碇泊所ノ區域、船舶ノ運動及繫船ノ方法ハ各港ニ付キ港長之ヲ定ム
- 第二號書式
- 着 港 届
- 一 船ノ種類
 - 一 船 名
 - 一 船 主
 - 一 國 籍
 - 一 船籍港名
 - 一 總噸數
 - 一 登簿噸數
 - 一 發航地名(原發航地)及發航年 月 日
 - 一 發航日(最後發航地)時當港ニ入船候間此段及御届候也
- 右 年 月 日 船 長 某
- 何港務局宛
- 第四號書式

一船名

右年月日時(何地)へ向ヶ當港出船可致候間此

段及御届候也

年月日

船長 某

何港務局宛

第六號書式

着發届

一船名

一船主

一國籍

一船籍港名

一總噸數

一登簿噸數

一發航地名(原發航地)及發航年月日

一到達地名

右年月日時當港入船年月日時出船可

致候間此段及御届候也

年月日

船長 某

港務局所屬繫船浮標使用料規程

明治三十一年十月通信省告示第二六六號

- 第一條 繫船浮標使用料ハ使用時間二十四時ニ付參圓トス但二十四時未滿ノ端數ハ二十四時トシテ計算ス
- 第二條 前條ノ使用時間ハ港務局ニ於テ使用指定ノ時ヨリ起算ス
- 第三條 既納ノ繫船浮標使用料ハ使用者ニ於テ實際使用セザルトキト雖モ之ヲ還付セズ

内外國貨幣及度量衡換算表(全國通用)

幣(外國銀貨ハ換算額ニ毎月異動アルモノトス)

本邦換算額

清國	上海テール	金壹圓參拾壹錢八厘
	天津テール	金壹圓參拾五錢六厘
	漢口テール	金壹圓參拾五錢
一チエン	メース	金拾貳錢五厘
一フン	カンタクン	金壹錢貳厘五毛
一リン	カウシユ	金壹厘貳毛
○海國「テール」ノ「百」テールハ上海「テール」百拾壹圓四錢トス		

●英領印度

一ルピー 比留拾六(ルピー) Rupee 金六拾七錢壹厘

一アンナ (拾貳パイ) [ルピー]ノ拾六分ノ壹 [ルピー]ノ五分ノ壹

●英吉利國

一佛銀 Dollar 金九拾參錢

一香港佛銀 Hongkong Dollar 金九拾參錢

●墨西哥國

一ペソ Peso 金九拾五錢九厘

一ペソ(百) Centavo 金九拾五錢九厘

一ペソ(千) Centavo 金九厘五毛餘

●暹羅國

一チカム Tical 金五拾七錢五厘

●馬尼刺國

一ペソ Dollar 金壹圓〇參厘

●北米合衆國 (布哇)

一ドル Dollar 金貳圓〇〇六厘

一セント Cent 金貳

一セント (拾非) Eagle 金貳拾圓〇六錢

●佛蘭西

一フラン Franc 金壹圓〇五錢參厘

一サントム Centime 金壹

●獨逸國

一マルク Mark 金四圓七錢七毛餘

一グロッシュ Groschen 金四拾七錢八厘

●英吉利國

一ポンド Pound 金九圓七拾六錢參厘

一シリング Shilling 金四拾錢八厘壹毛餘

一ペニー Penny 金四錢六毛餘

●朝鮮國

一ウォン Won 金壹圓〇五錢參厘

一ソル 金壹錢〇五毛餘

内外國貨幣及度量衡換算表

●土耳其國

一ピヤートル Pistre 金八錢八厘餘

一ペシタ Pesata 金參拾八錢七厘

一サンチム Centime 金參厘八毛餘

●瑞典國、那威國

一クロン (百オール) Crown 金五拾參錢八厘

一オール Ore 金五厘參毛餘

●丁抹國

一クロネ (百オール) Krone 金四拾錢七厘

一オール Ore 金四厘

一レクスタール (リグダ) Regsdalar 金壹圓八錢四厘七毛

一スキリング Skilling 九拾六分ノ壹

一クロン Crown 金五拾參錢八厘

●秘露國

一ソール (百ゼンタボ) Sol 金八拾四錢八厘

一ゼンタボ Centavo 金八厘四毛餘

●葡萄牙國

一ミルニス (チニス) Milreis 金貳圓拾六錢八厘

一レイス Reis 一レイスノ千分ノ壹

●智利國

一ピソ Peseta 金貳圓拾六錢八厘

一レイス Reis 一レイスノ千分ノ壹

●比律賓

一ピソ Dollar 金九拾五錢六厘

一ペシタ Pesata 金參拾八錢七厘

又ハ北米合衆國同様「弗」及「仙」ヲ用ユ

●奧太利國、匈牙利國

一クローネ Krone 金四拾錢七厘

一フロリン (百クローネ) Florin 金八拾壹錢四厘

一クルーゼン Kreuzer 金八厘壹毛餘

●白耳義國

一フラン (伍錢) Franc 金參拾八錢七厘

一サンチム Centime 金參厘八毛餘

●和蘭國

一フロリン Florin 金八拾錢六厘

一ギルダー (百フロリン) Guilder 金八拾錢六厘

一セント Centavo 金八厘

●埃及國

一ポンド (百ピヤートル) Pound 金九圓九拾壹錢

一ピヤートル Pistre 金九錢九厘餘

●瑞西國

一フラン (百セ) Franc 金參拾八錢七厘

一サンチム Centime 金參厘八毛餘

●伯刺爾兒國

一ミルニス (チニス) Milreis 金壹圓九錢五厘

一レイス Reis 一レイスノ千分ノ壹

●亞爾然丁國

一ペソ (百ペソ) Peso 金壹圓九拾壹錢餘

一セント Centavo 金壹錢九厘參毛餘

●北米合衆國

度量衡 本邦換算額

容量 一ガロン (瓦) Gallon (Standard) 二升一合

一ブッシェル Bushel 一斗九升五合

○其他ノ英吉利國ト同シ

●清國

尺度 五町十五間

一丈 (十尺) 一丈一尺七寸

一尺 (十寸) 一尺一寸七分

一寸 (十分) 一寸一分七分

一分 一分一厘七餘

附錄 内外國貨幣及度量衡換算表

●佛蘭西國

尺度 一ミリメートル (千分ノ一メートル) Millimetre 三厘三毛

一センチメートル (百分ノ一メートル) Centimetre 三厘

一デシメートル (十分ノ一メートル) Decimetre 三厘

一メートル Metre 三寸三分

一デカメートル (十メートル) Decametre 三丈三寸

一ヘクトメートル (百メートル) Hectometre 五十五間

一キロメートル (千メートル) Kilometre 九町十間

一ミリメートル (萬メートル) Myriametre 二里十九町四十間

重量 一ミリグラム (千分ノ一グラム) Milligramme 〇毛二六六七

一センチグラム (百分ノ一グラム) Centigramme 二毛六六六七

一デシグラム (十分ノ一グラム) Decigramme 二厘六毛六七

一グラム Gramme 二分六厘六毛七

一デカグラム (十グラム) Decigramme 二分六厘六毛七

附錄 内外國貨幣及度量衡換算表

一ヘクトグラム (百グラム)	Hectogramme	二十六匁六分七厘
一キログラム (基)	Kilogramme	二百六十六匁七分
一ミリアグラム (萬グラム)	Milligramme	二匁六分六厘
一キントナル (百キログラム)	Quintal	二十六匁六分六厘
● 容 量		
一ミリリットル (千分ノ一リットル)	Millilitre	五撮五四三
一センチリットル (百分ノ一リットル)	Centilitre	五撮五撮四三
一デシリットル (十分ノ一リットル)	Decilitre	五勺五撮四撮三
一リットル	Litre	五合五勺四撮三撮
一デカリットル (十リットル)	Decalitre	五升五合四勺三撮
一ヘクトリットル (百リットル)	Hectolitre	五斗五升四合三勺
一キロリットル (千リットル)	Kilolitre	五石五斗四升三合

● 英吉利國

● 尺 度		
一マイル 哩 (千七百六十碼)	Mile	十町四十九間二尺三寸
一ヤード 碼 (三尺)	Yard	三尺〇一分七厘四六
一フット 尺 (十二吋)	Foot	一尺〇〇五厘八二
一インチ 吋	Inch	八分三厘八一
● 重 量		
一噸 (重噸) (二千二百四十磅)	Ton	二百七十九匁九百四十八匁但普通六百六十八匁八百匁 (千六百八十斤) 用之

● 獨逸國

● 尺 度		
一フニス (十二ツオ)	Fuse	一尺〇三分一厘五毛
一ルーテ (十二フニス)	Raute	一丈三尺七分八厘五毛
一ツオ (十二分ノ一フニス)	Zoll	八分五厘九毛六
一エレン (二十五ツオ)	Elle	二尺一寸九分三厘〇三
一ランナル (六フニス)	Laetler	六尺六寸八分九厘三毛
一メイル	Melle	一里二十八町四十六間一尺一寸八分
● 容 量		
一トナル (二十ツオ)	Ton	九町八間四尺九寸四分六厘七毛
一マツト (十ツオ)	Mud	(穀量) 五斗五升〇六勺九六
一シエプル (十分ノ一マツト)	Schepel	(同) 五升五合〇六九
一コツプ (十分ノ一シエプル)	Kop	(同) 五合五勺〇六
一ラスト (三十コツプ)	Last	(同) 十石五斗三升〇八勺八
一メーツ (十分ノ一ラスト)	Meatze	五勺五撮
● 丁 抹 國		
一エーレ Elle		二尺〇七分一九
一ポンド Pound		百三十二匁五二
一トナル Tonde		七斗六升三合八

● 和蘭陀國

● 尺 度		
一ストリーフ (十分ノ一フイム)	Streep	三厘二毛餘
一フイム (十分ノ一パルム)	Duim	三分二厘九毛二
一パルム (十分ノ一エレン)	Palm	三寸二分九厘二毛
一エレン (十分ノ一ロー)	Ellen	三尺三寸九分九厘九毛
一ロー (十五エレン)	Rood	五尺六寸三分九厘四毛
● 容 量		
一ポンド (四十フナト)	Pound	四匁百七十五匁四六
一フナト	Funt	百〇九匁四三
一ヴェーロ Vede		六升八合二一

附錄 海路里程表

海路里程表

郵船西廻り線里程 (神戶より)	境	三三
尾之道	下之関	三三
敦賀	伏木	三三
	表	三三
	直江津	三三
	公元	三三

新海	能代	四日市	函館	門司	對馬	牛久	香	古	馬	金山	下之關	下之關
同上海線運程 (神戶より)	同上東廻り線運程 (神戶より)	同上基隆線運程 (神戶より)	同上天津牛莊線運程 (神戶より)	同上歐洲線運程 (神戶より)	同上上海線運程 (神戶より)	同上鎮南浦線運程 (神戶より)	同上歐洲線運程 (神戶より)	同上歐洲線運程 (神戶より)	同上歐洲線運程 (神戶より)	同上歐洲線運程 (神戶より)	同上歐洲線運程 (神戶より)	同上歐洲線運程 (神戶より)
小	大	小	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

鎮南浦	下之關	馬尼刺	アタレード	同上米國線運程 (神戶より)	同上孟買線運程 (神戶より)	古	門	橫
同上歐洲線運程 (神戶より)	同上歐洲線運程 (神戶より)	同上歐洲線運程 (神戶より)	同上歐洲線運程 (神戶より)	同上歐洲線運程 (神戶より)	同上歐洲線運程 (神戶より)	同上歐洲線運程 (神戶より)	同上歐洲線運程 (神戶より)	同上歐洲線運程 (神戶より)
小	大	大	大	大	大	大	大	大
100	100	100	100	100	100	100	100	100

以上は Table of Distances by the Steamers of Nippon Yusen Kaisha. に據る。

由	熱	品	坂	三	吳	下之關	下之關	香
神戸より伊勢海濱を経て品川に至る間運程	神戸より下之關に至る間運程	神戸より下之關に至る間運程	兵庫より吳、宇品寄港下之關に至る間運程	神戸より韓國を経て浦羅斯德に至る間運程	神戸より長崎、厦門寄港香港に至る間運程	同上	同上	同上
大	大	大	大	大	大	大	大	大
100	100	100	100	100	100	100	100	100

自神戸至各府縣道陸路里程表

東京府	京都府	大阪府	神奈川縣	長崎縣	新潟縣
岐阜縣	長野縣	福島縣	宮城縣	岩手縣	青森縣
奈良縣	和歌山縣	德島縣	高知縣	愛媛縣	福岡縣
100	100	100	100	100	100

小	大	特別	一等	二等	三等
100	100	100	100	100	100

埼玉縣	152.5	秋田縣	303.5
群馬縣	121.5	山形縣	218.5
千葉縣	103.5	石川縣	207.5
茨城縣	103.5	富山縣	173.5
栃木縣	171.5	福井縣	203.5
三重縣	141.5	島根縣	203.5
愛知縣	211.5	鳥取縣	203.5
靜岡縣	147.5	岡山縣	203.5
山梨縣	157.5	廣島縣	203.5
滋賀縣	157.5	山口縣	203.5
		德島縣	203.5
		香川縣	203.5
		高松縣	203.5
		愛媛縣	203.5
		高知縣	203.5
		福岡縣	203.5
		佐賀縣	203.5
		大分縣	203.5
		熊本縣	203.5
		鹿兒島縣	203.5
		宮崎縣	203.5
		那霸縣	203.5

汽車哩程及賃金表

神戸より新橋間各地に至る汽車哩程及賃金			
驛名	哩程	賃金	
		一等	二等
吹田	10.0	1.50	1.00
大阪	20.0	3.00	2.00
神戶	30.0	4.50	3.00
西宮	40.0	6.00	4.00
住吉	50.0	7.50	5.00
新橋	60.0	9.00	6.00
向島	70.0	10.50	7.00
日町	80.0	12.00	8.00
新橋	90.0	13.50	9.00

神戸より下之關間各地に至る汽車哩程及賃金			
驛名	哩程	賃金	
		一等	二等
水會川	10.0	1.50	1.00
大井	20.0	3.00	2.00
垂井	30.0	4.50	3.00
關原	40.0	6.00	4.00
長原	50.0	7.50	5.00
醍醐	60.0	9.00	6.00
米原	70.0	10.50	7.00
河原	80.0	12.00	8.00
能登川	90.0	13.50	9.00
入野	100.0	15.00	10.00
草洲	110.0	16.50	11.00
石津	120.0	18.00	12.00
馬場	130.0	19.50	13.00
大山	140.0	21.00	14.00
山科	150.0	22.50	15.00
稻荷	160.0	24.00	16.00
清洲	170.0	25.50	17.00
古原	180.0	27.00	18.00
名高	190.0	28.50	19.00
大府	200.0	30.00	20.00
熱田	210.0	31.50	21.00
高田	220.0	33.00	22.00
谷府	230.0	34.50	23.00
安城	240.0	36.00	24.00
岡崎	250.0	37.50	25.00
蒲郡	260.0	39.00	26.00
御油	270.0	40.50	27.00
川橋	280.0	42.00	28.00
津川	290.0	43.50	29.00
二ツ井	300.0	45.00	30.00
舞坂	310.0	46.50	31.00
龍川	320.0	48.00	32.00
中井	330.0	49.50	33.00
中井	340.0	51.00	34.00
掛之内	350.0	52.50	35.00

神戸より下之關間各地に至る汽車哩程及賃金			
驛名	哩程	賃金	
		一等	二等
松田	10.0	1.50	1.00
山北	20.0	3.00	2.00
小島	30.0	4.50	3.00
御殿	40.0	6.00	4.00
佐野	50.0	7.50	5.00
三島	60.0	9.00	6.00
原津	70.0	10.50	7.00
鈴川	80.0	12.00	8.00
岩瀬	90.0	13.50	9.00
浦原	100.0	15.00	10.00
興津	110.0	16.50	11.00
江尻	120.0	18.00	12.00
静岡	130.0	19.50	13.00
焼津	140.0	21.00	14.00
藤枝	150.0	22.50	15.00
島田	160.0	24.00	16.00
金谷	170.0	25.50	17.00
新橋	180.0	27.00	18.00
二ノ宮	190.0	28.50	19.00
大府	200.0	30.00	20.00
平島	210.0	31.50	21.00
津島	220.0	33.00	22.00
大塚	230.0	34.50	23.00
平島	240.0	36.00	24.00
津島	250.0	37.50	25.00
大塚	260.0	39.00	26.00
平島	270.0	40.50	27.00
津島	280.0	42.00	28.00
大塚	290.0	43.50	29.00
平島	300.0	45.00	30.00
津島	310.0	46.50	31.00
大塚	320.0	48.00	32.00
平島	330.0	49.50	33.00
津島	340.0	51.00	34.00
大塚	350.0	52.50	35.00
平島	360.0	54.00	36.00
津島	370.0	55.50	37.00
大塚	380.0	57.00	38.00
平島	390.0	58.50	39.00
津島	400.0	60.00	40.00

神戸より下之關間各地に至る汽車哩程及賃金			
驛名	哩程	賃金	
		一等	二等
兵庫	10.0	1.50	1.00
須磨	20.0	3.00	2.00
垂屋	30.0	4.50	3.00
水尾	40.0	6.00	4.00
子水	50.0	7.50	5.00
明石	60.0	9.00	6.00
大久保	70.0	10.50	7.00
土山	80.0	12.00	8.00
加古川	90.0	13.50	9.00
寶根	100.0	15.00	10.00
曾根	110.0	16.50	11.00
御子	120.0	18.00	12.00
那野	130.0	19.50	13.00
那野	140.0	21.00	14.00
那野	150.0	22.50	15.00
那野	160.0	24.00	16.00
那野	170.0	25.50	17.00
那野	180.0	27.00	18.00
那野	190.0	28.50	19.00
那野	200.0	30.00	20.00
那野	210.0	31.50	21.00
那野	220.0	33.00	22.00
那野	230.0	34.50	23.00
那野	240.0	36.00	24.00
那野	250.0	37.50	25.00
那野	260.0	39.00	26.00
那野	270.0	40.50	27.00
那野	280.0	42.00	28.00
那野	290.0	43.50	29.00
那野	300.0	45.00	30.00
那野	310.0	46.50	31.00
那野	320.0	48.00	32.00
那野	330.0	49.50	33.00
那野	340.0	51.00	34.00
那野	350.0	52.50	35.00
那野	360.0	54.00	36.00
那野	370.0	55.50	37.00
那野	380.0	57.00	38.00
那野	390.0	58.50	39.00
那野	400.0	60.00	40.00

附錄 汽車哩程及賃金表

Table with 10 columns: Station Name (驛名), Distance (哩程), Fare (賃金) for 1st, 2nd, and 3rd class. Stations include 本郷, 河内市, 白旗, 四條, 八木, 瀬野, 海田市, 廣島, 横川, 巳斐, 五日市, 廿日市, 宮島, 大波, 大竹, 大國, 藤生, 由宇, 神代, 大津, 津島.

Table with 10 columns: Station Name (驛名), Distance (哩程), Fare (賃金) for 1st, 2nd, and 3rd class. Stations include 高月, 長原, 大津, 大津, 石場, 石場, 武豊, 牛田, 龜崎, 緒川, 横須賀, 返子, 鎌倉, 横濱, 木之本, 中ノ本, 柳ヶ瀬, 正田, 敦賀, 杉津, 今庄, 鯖波, 武生, 鯖江, 大土呂, 福井, 森田, 丸岡, 金津, 細呂木, 大聖寺, 小松.

神戸驛發汽車時間表(三十八年四月)

Table with 4 columns: Direction (午前/午後), Station Name (驛名), Distance (哩程), and Fare (賃金). It lists routes to 新橋, 米原, 大坂, 明石, 姫路, 下關, 京都, 新橋, 大坂, 下關, 馬場.

附錄

神戸驛發汽車時間

附

錄終

明治三十八年四月二十五日印刷
明治三十八年五月一日發行

正價金壹圓五拾錢

編發 輯行 者兼 東京府平民 田中 鎮 彦

神戸市中山手通五丁目
三十四番 屋敷

發行所 神戸港編纂事務所

神戸市中山手通五丁目
三十四番 屋敷

印刷者 兵庫縣平民 金子 久太郎

神戸市兵庫渡町二丁目
二千六番 地

印刷所 金子印刷所

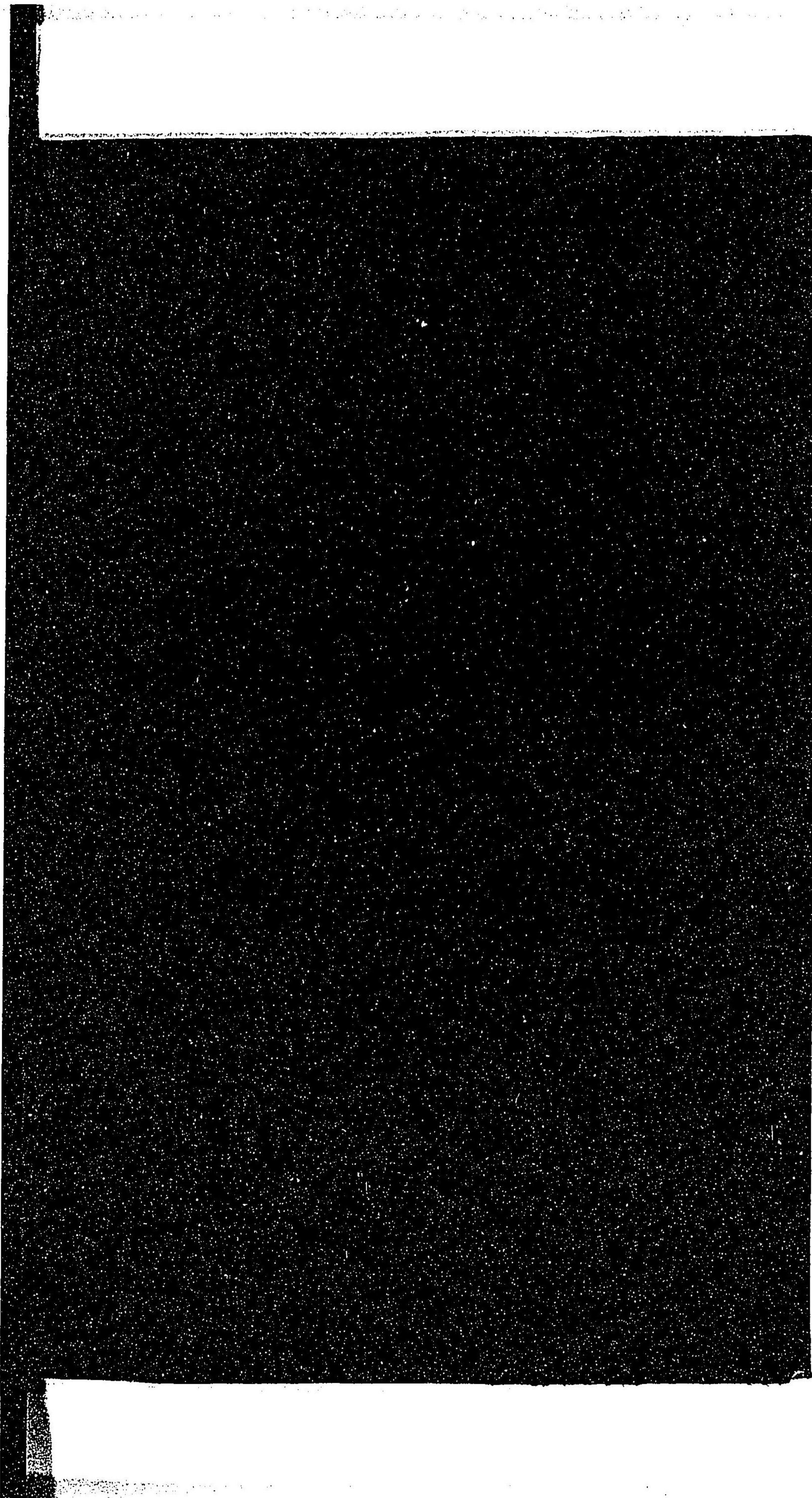
神戸市兵庫渡町二丁目
二千六番 地

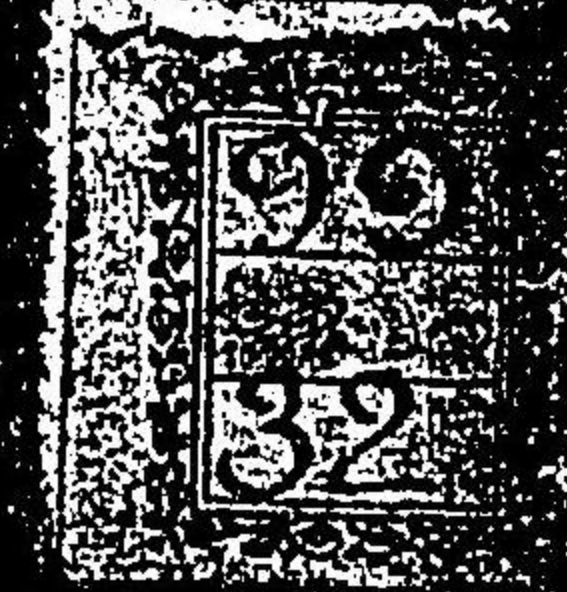


賣 捌 所

神戸市元町通一丁目	丸善書籍店
神戸市元町通一丁目	福音館
神戸市元町通一丁目	川瀬日進堂
神戸市元町通五丁目	寶文館吉岡支店
神戸市元町通五丁目	石丸日東館
神戸市元町通七丁目	熊谷久榮堂
神戸市多聞通三丁目	日進堂川瀬支店
神戸市多聞通二丁目	高梨東神堂
神戸市兵庫郵便局前	魚住文幸堂
大阪市備後町四丁目	寶文館吉岡書店

99
32





(M)

025419-000-2

99-32

神戸港

田中 鎮彦/編

M38

ADC-2869



